

とちぎ水土里ビジョンづくり推進方針

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



令和8(2026)年3月

栃木県農政部農地整備課

目 次

第1章	はじめに	1
第1	推進方針策定の趣旨	1
第2	推進方針の位置付け	1
第3	取組期間	2
第2章	本県農業農村を取り巻く情勢と土地改良区の現状と課題	3
第1	本県農業農村を取り巻く情勢	3
1	基幹的農業従事者数	3
2	農業産出額・生産農業所得	3
3	農村地域の人口減少と集落機能の低下	4
4	土地改良法改正	4
第2	本県土地改良区の現状と課題	5
1	土地改良区	5
2	人的資源：組合員、事務局	6
3	物的資源：施設、施設管理者	7
4	資金：施設管理費、賦課金	8
5	営農環境：農業生産基盤	9
第3章	土地改良区の望ましい姿の実現	10
第1	土地改良区の望ましい姿	10
第2	望ましい姿に向けた取組	11
1	施設の適正かつ円滑な管理	11
2	運営体制の充実	13
3	地域農業振興への貢献	16
第3	水土里ビジョンの推進	19
第4章	土地改良区における水土里ビジョンの取組	20
第1	水土里ビジョンの策定の流れと役割	20
1	基本フロー	20
2	関係組織の主な役割	21
第2	事前準備	21
1	ビジョンの実施に対する合意形成	21
2	事前準備に係る関係組織の役割	21
第3	区域設定	22
1	区域設定の進め方	22
2	区域設定の考え方	23
第4	地域関係者との協議	25
1	地域関係者	26
2	協議の内容	26

3	事前調整	27
4	地域協議会の設置・運営	28
第5	ビジョンの作成	29
1	現状及び課題の整理	29
2	施設の保全	30
3	人材の確保	33
4	収支の健全化	36
5	組織体制の強化	41
第6	ビジョンの認可申請	42
1	認可申請の流れ	42
第7	ビジョンに基づく保全の取組実施	43
1	取組状況の確認及び検証	43
2	ビジョンの変更	43
3	取組実施に係る関係組織の役割	44
参考資料1	地域協議会規約（例）	45
参考資料2－1	水土里ビジョン本体様式	51
参考資料2－2	水土里ビジョン別添様式	69
参考資料3	水土里ビジョン認可申請書	74
参考資料4	標準スケジュール	75

とちぎ水土里ビジョンづくり推進方針

R8.3 農地整備課

第1章 はじめに

第1 推進方針策定の趣旨

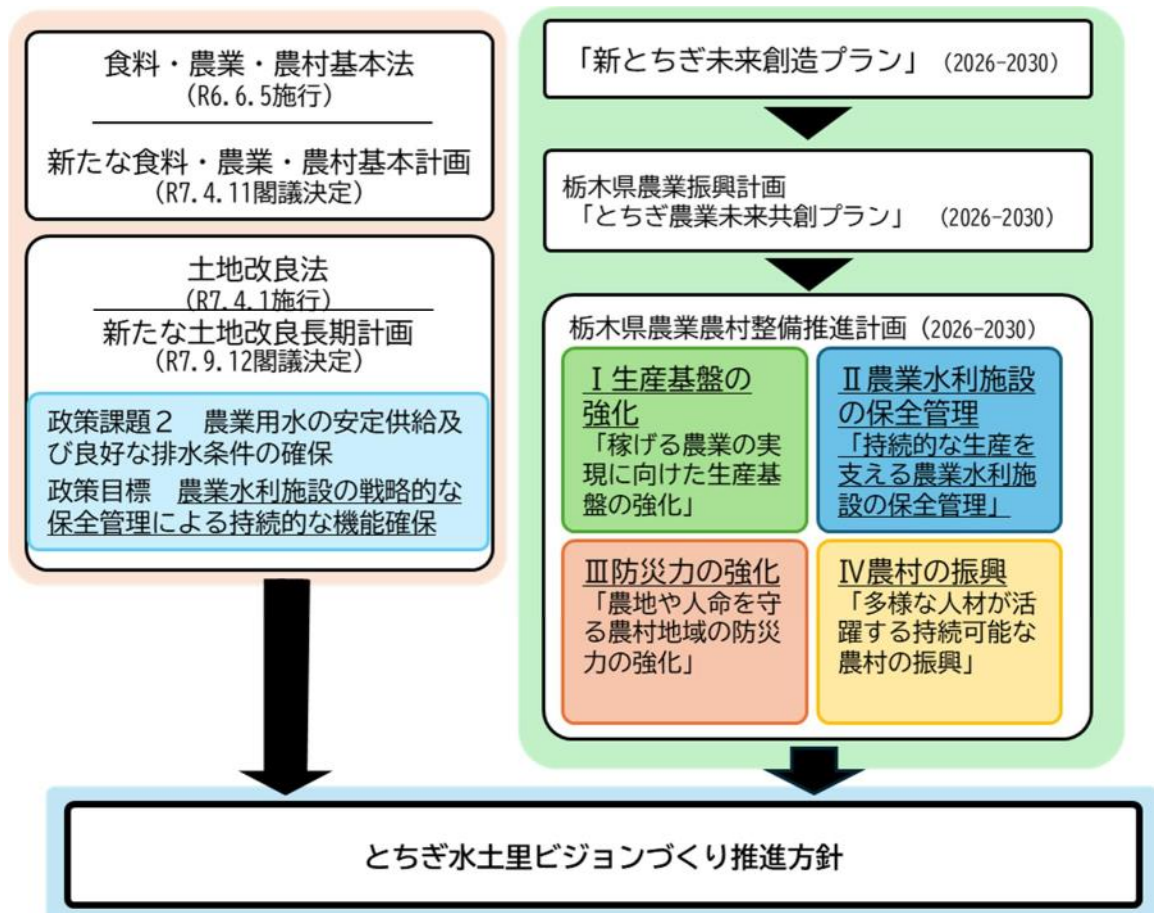
土地改良区が土地改良施設を将来にわたって適切に保全管理し、健全な管理運営体制を継続していくためには、「土地改良施設の保全管理の望ましい姿」を明確化した上で、その実現のための道しるべとも言うべき連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）の策定を着実に進めていく必要があります。

このため県では、土地改良区や行政関係者を構成員とした「土地改良施設保全管理のあり方検討会」で議論を重ね、人的資源（ヒト）・物的資源（モノ）・運営資金（カネ）の3つの視点から望ましい姿を整理するとともに、土地改良区が水土里ビジョンの策定を「迷わず、効率よく、着実に」行えるよう推進方針を策定いたしました。

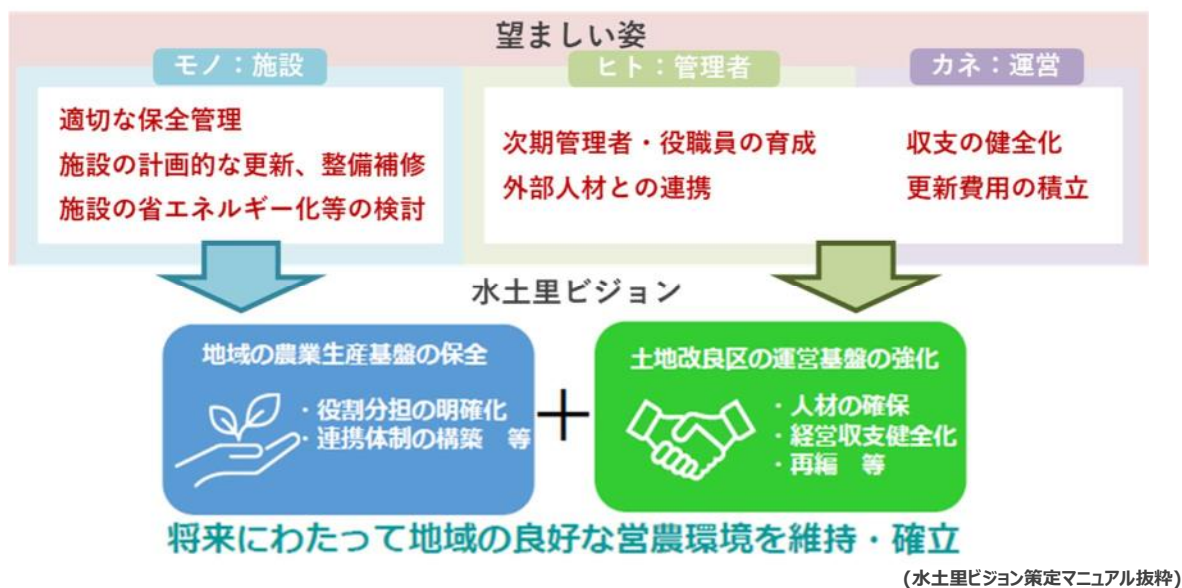
今後、本方針に基づき市町等と連携し土地改良区を伴走支援してまいります。

第2 推進方針の位置付け

本推進方針は、土地改良長期計画における政策目標である「農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保」及び栃木県農業農村整備推進計画に掲げる「持続的な生産を支える農業水利施設の保全管理」の目標達成に向け、施設管理者である土地改良区が取り組むべき具体的内容を示すものです。



土地改良施設保全管理の望ましい姿と水土里ビジョンの関連イメージ



水土里ビジョンとは、令和7年4月施行の改正土地改良法において位置付けられた、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、農業水利施設等の将来の保全体制を構築するための計画をいいます。

第3 取組期間

栃木県農業農村整備推進計画と連動し、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までを取組期間と定めます。

とちぎ水土里ビジョンづくり推進方針 (R8～R12)



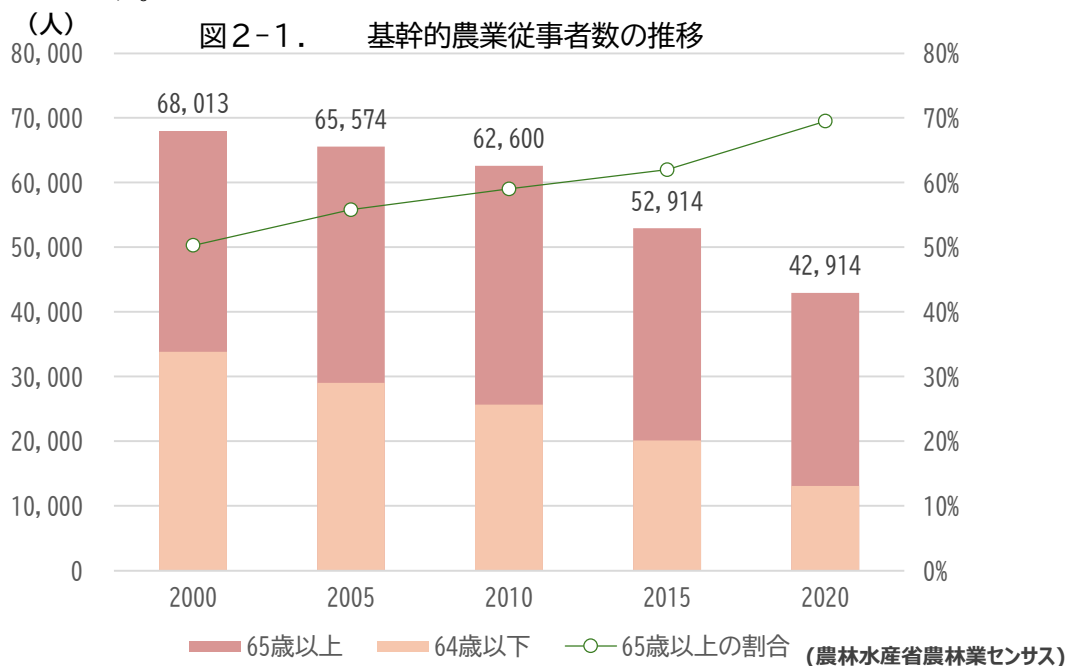
○水土里ビジョン策定目標 80%
土地改良区等の受益面積に占める水土里ビジョンを策定した区域の割合

第2章 本県農業農村を取り巻く情勢と土地改良区の現状と課題

第1 本県農業農村を取り巻く情勢

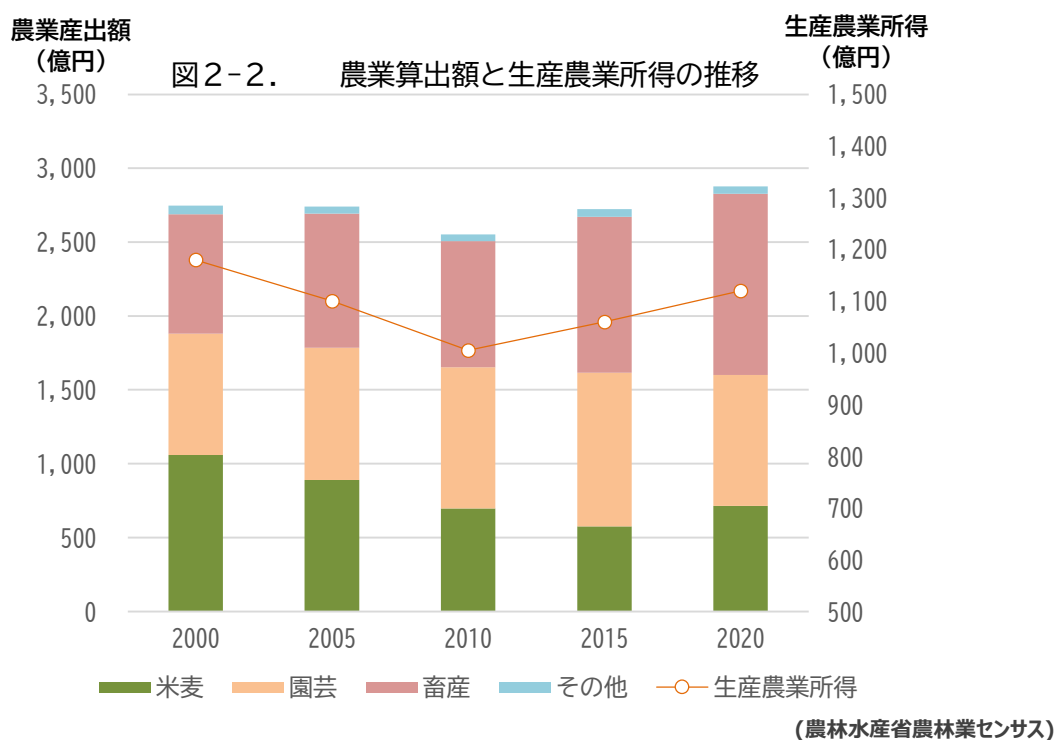
1 基幹的農業従事者数

- ・基幹的農業従事者数のうち65歳以上の占める割合は、約7割となっています。
- ・国では、今後20年で基幹的農業従事者数は、現在の約1/4にまで減少と試算しています。



2 農業産出額・生産農業所得

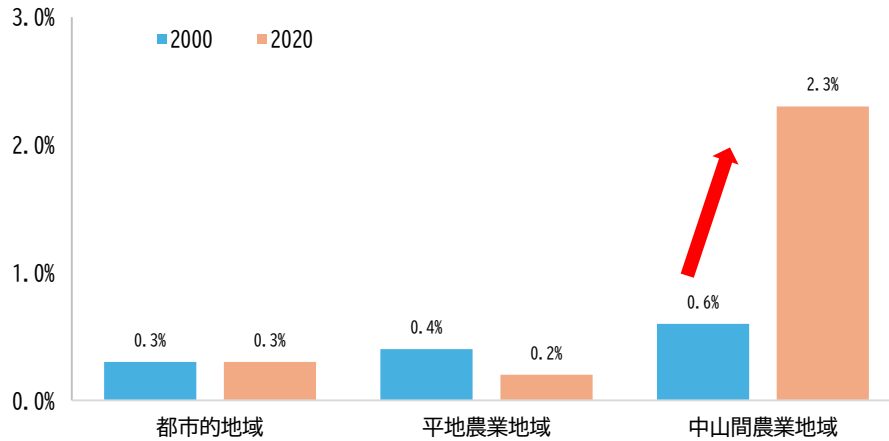
- ・農業産出額は2,700～2,900億円前後を推移しており、生産農業所得は横ばい傾向となっています。



3 農村地域の人口減少と集落機能の低下

- ・ 集落活動の実施率が急激に低下するとされている総戸数9戸以下の農業集落の割合が増加しています。

図2-3. 総戸数が9戸以下の農業集落の割合



(農林水産省農林業センサス)

4 土地改良法改正

- ・ 令和6年6月5日に改正食料・農業・農村基本法が施行され、農業生産基盤の保全に必要な施策を講じることが明記されました。これを受けて、令和7年4月1日に施行された改正土地改良法では、施設保全に関する地域の議論を後押しする仕組みとして、水土里ビジョンを法律に位置付けています。

水土里ビジョンの取組によるあるべき姿



第2 本県土地改良区の現状と課題

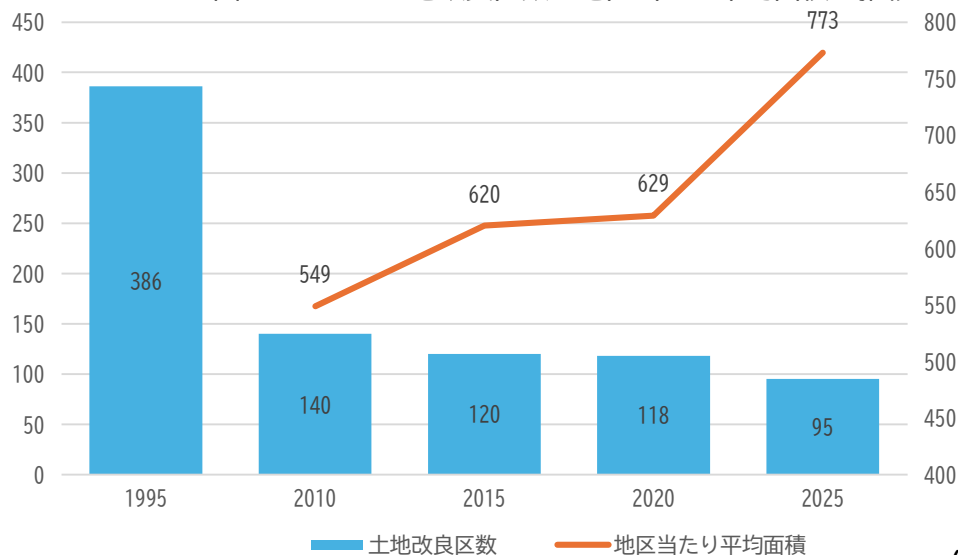
1 土地改良区

土地改良区数は統廃合により減少し平均規模は拡大しているものの、小規模土地改良区が依然多く、運営基盤の脆弱化が懸念されることから、統廃合の推進や関係土地改良区等との連携強化による体制整備が課題となっています。

(地区数)

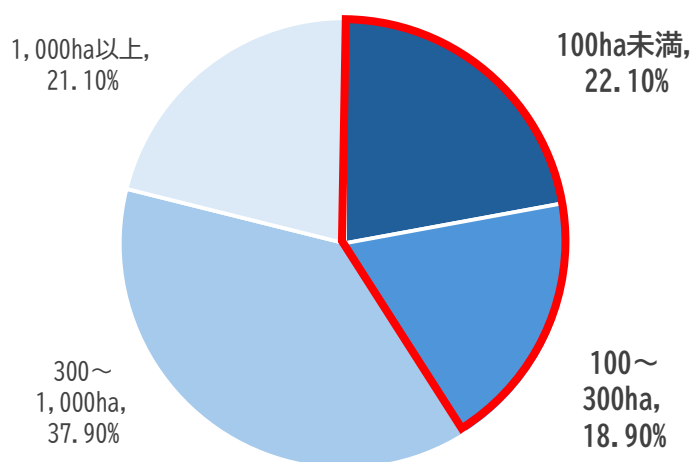
面積 (ha)

図2-4. 土地改良区数・地区当たり平均面積の推移



(栃木県農地整備課資料)

図2-5. 土地改良区の地区面積割合(%)

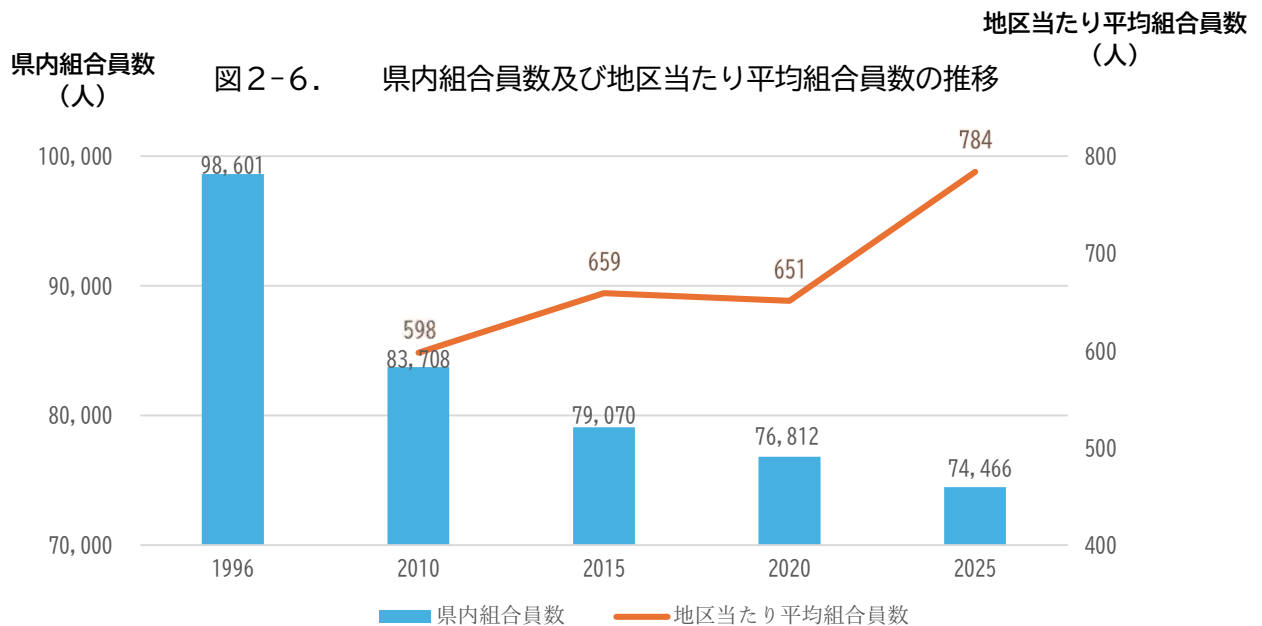


(栃木県農地整備課資料)

2 人的資源：組合員、事務局

(1) 組合員

組合員数は1990年代後半をピークに減少を続け、運営基盤の弱体化が懸念されていることから、土地改良区が地域の中核的組織としての役割を維持するため、統合整備並びに施設管理准組合員制度の活用による安定した組合員数や施設管理協力者の確保が課題となっています。



(2) 事務局

土地改良区の規模により職員配置に偏りが生じ、小規模土地改良区では専任・技術系職員の不足による運営体制の脆弱化が懸念されることから、施設管理主体としての機能を確保するため、職員体制の強化が課題となっています。

図2-7. 職員数別の土地改良区の割合（％）

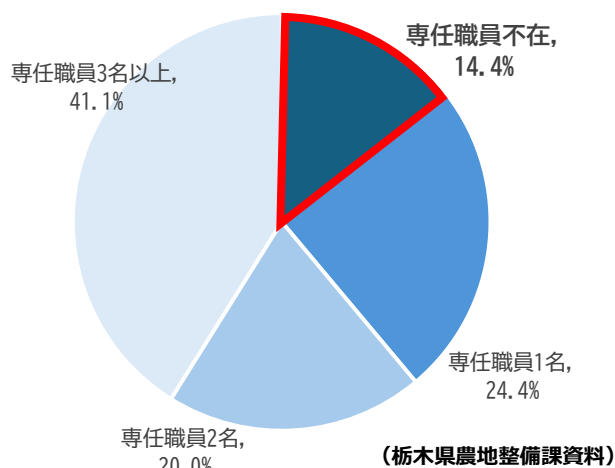
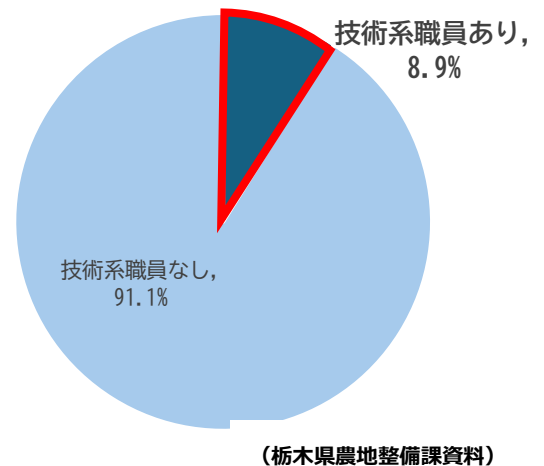


図2-8. 技術系職員のいる土地改良区（％）

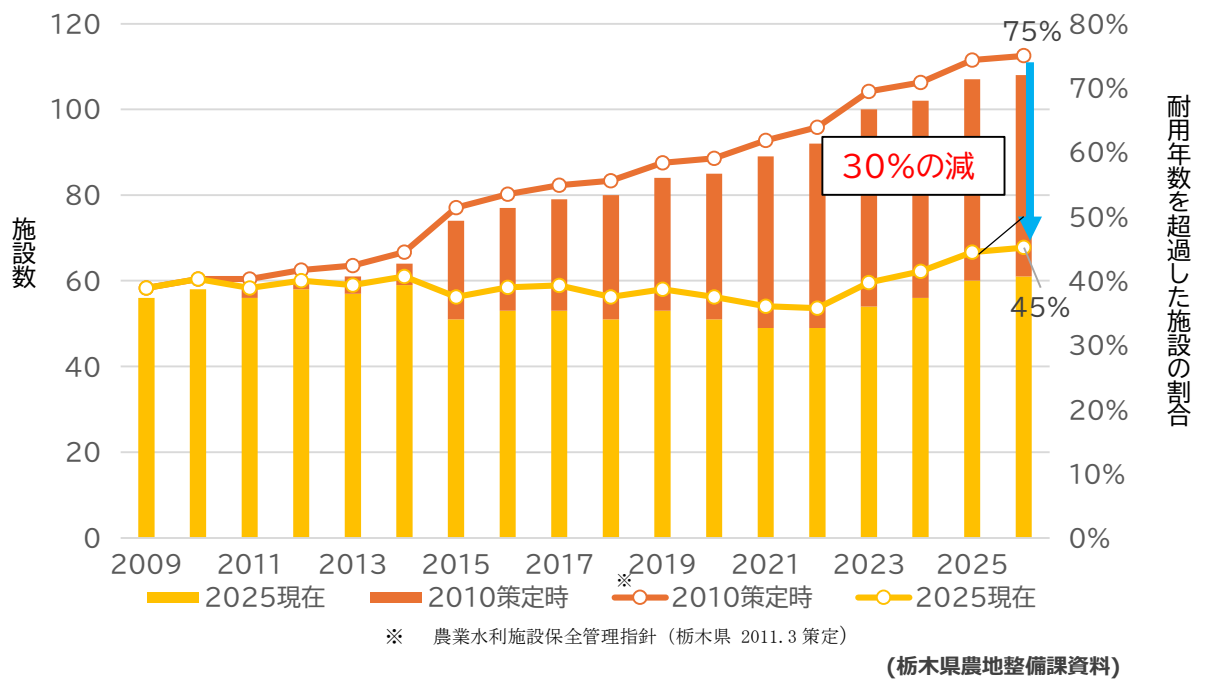


3 物的資源：施設、施設管理者

(1) 農業水利施設の老朽化

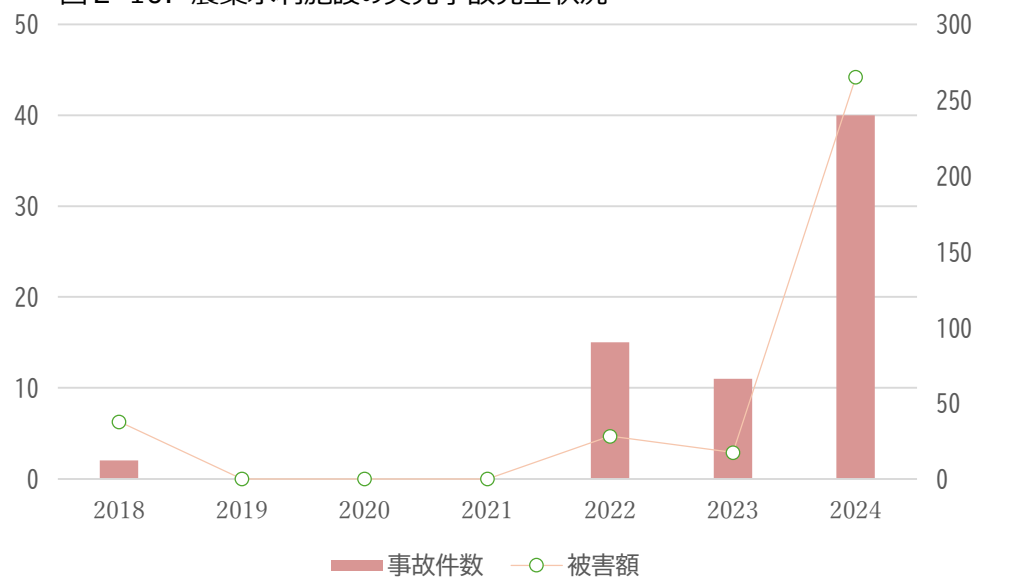
耐用年数を超過する施設が増加することにより、安定的な施設機能の維持に支障を来すおそれが高まっている。このため、機能診断結果に基づき対策工事を確実に実施し、農業水利施設の機能維持を図るとともに、突発的な事故への備えとして、施設の強靱化対策を計画的に進める必要があります。

図2-9. 基幹的農業水利施設の耐用年数到達施設の推移



(施設数)

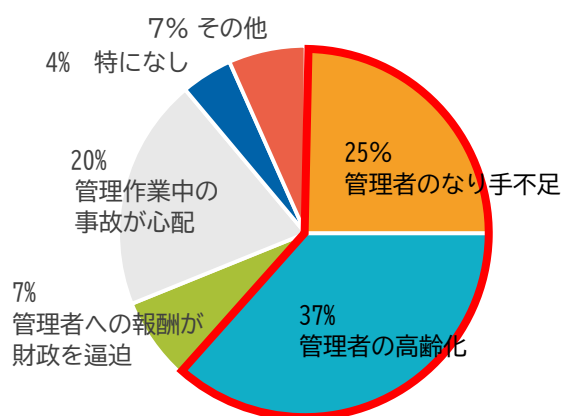
図2-10. 農業水利施設の突発事故発生状況



(2) 施設管理者

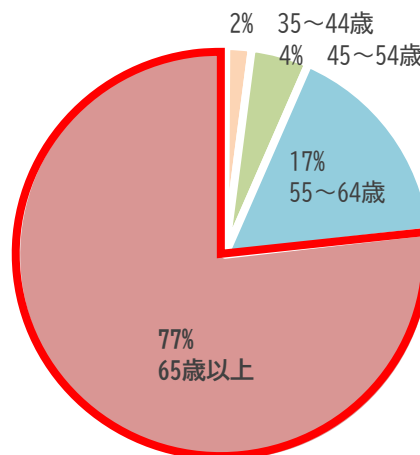
施設管理者の不足や組合員の高齢化の進展により管理体制の維持が困難となっていることから、多様な人材の参画促進と管理省力化による持続可能な施設管理体制の構築が課題となっています。

図2-11. 施設管理で困っていること (%)



(栃木県農地整備課資料)

図2-12. 施設管理者の年齢構成 (%)



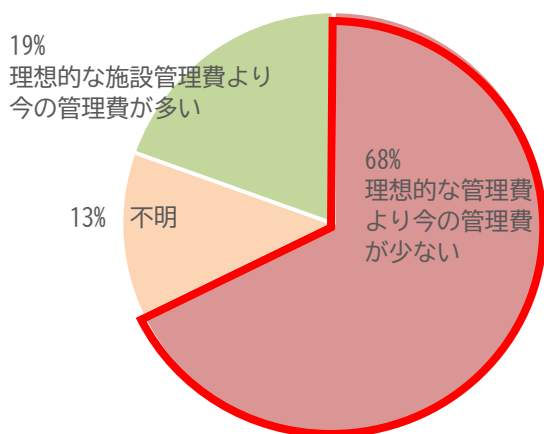
(栃木県農地整備課資料)

4 資金：施設管理費、賦課金

(1) 施設の管理費

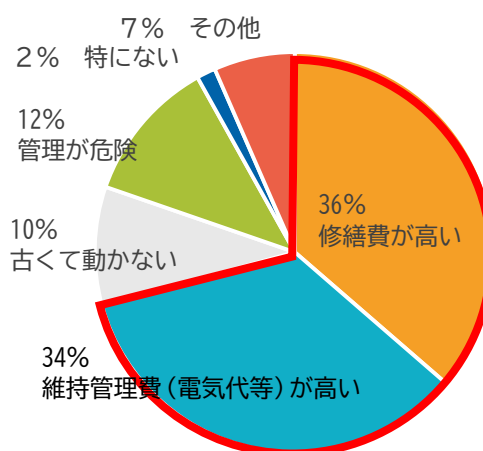
管理費不足や修繕・維持管理費の増加により計画的な施設管理が困難となっていることから、中長期的な資金計画と施設整備・補修計画の策定が課題となっています。

図2-13. 理想的な年間施設管理費について (%)



(栃木県農地整備課資料)

図2-14. 施設の困っていること (%)

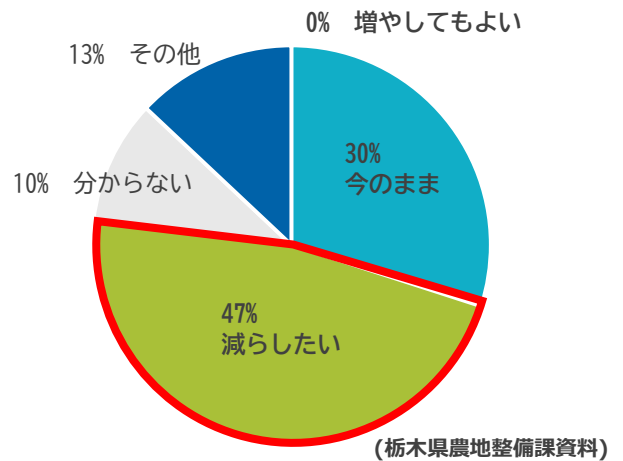
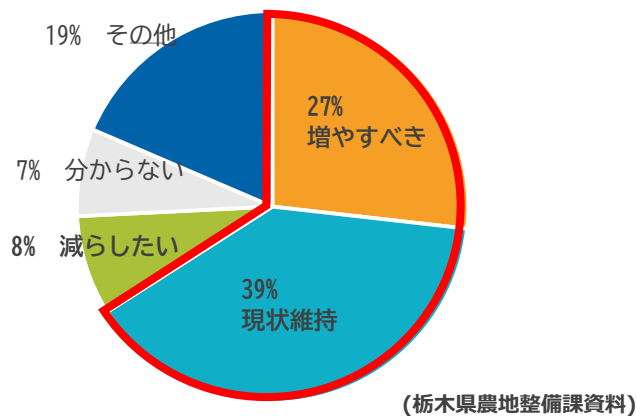


(栃木県農地整備課資料)

(2) 賦課金

經常賦課金に対する考え方に土地改良区と組合員で相違がみられることから、将来を見据えた方向性を共有するための調整が課題となっています。

図2-15. 經常賦課金額の方針（土地改良区）（％） 図2-16. 經常賦課金額の方針（組合員）（％）



5 営農環境：農業生産基盤

大区画化水田の整備率が低く、スマート農業の導入が進みにくい状況にあることから、土地改良区による情報提供等を通じて、地域農業の将来像に沿った生産基盤整備を支援することが課題となっています。

図2-17. 水田整備面積及び整備率の推移

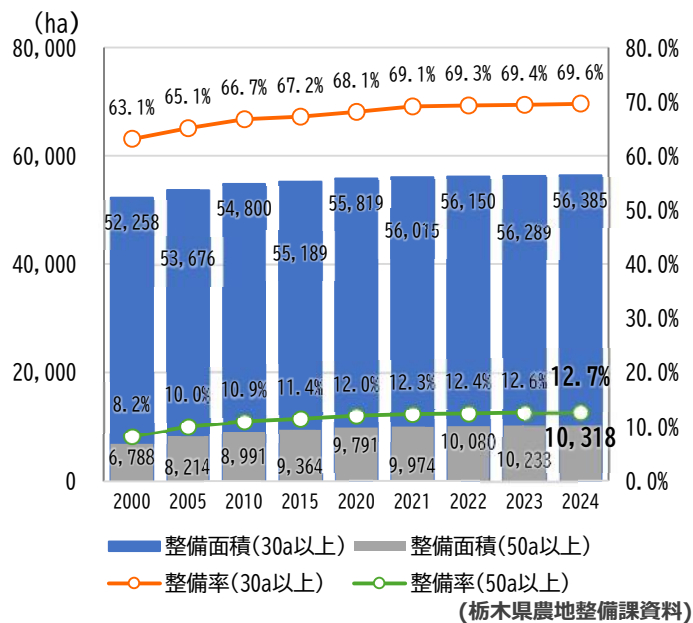


表2-18. 水田整備面積及び整備率

区分	面積 (ha)	農振農用地内水田面積に占める割合
農振農用地内水田面積	81,074	
1ha以上整備済	1,902	2.3%
50a以上整備済	10,318	12.7%
30a以上整備済	56,385	69.6%

(栃木県農地整備課資料)

第3章 土地改良区の望ましい姿の実現

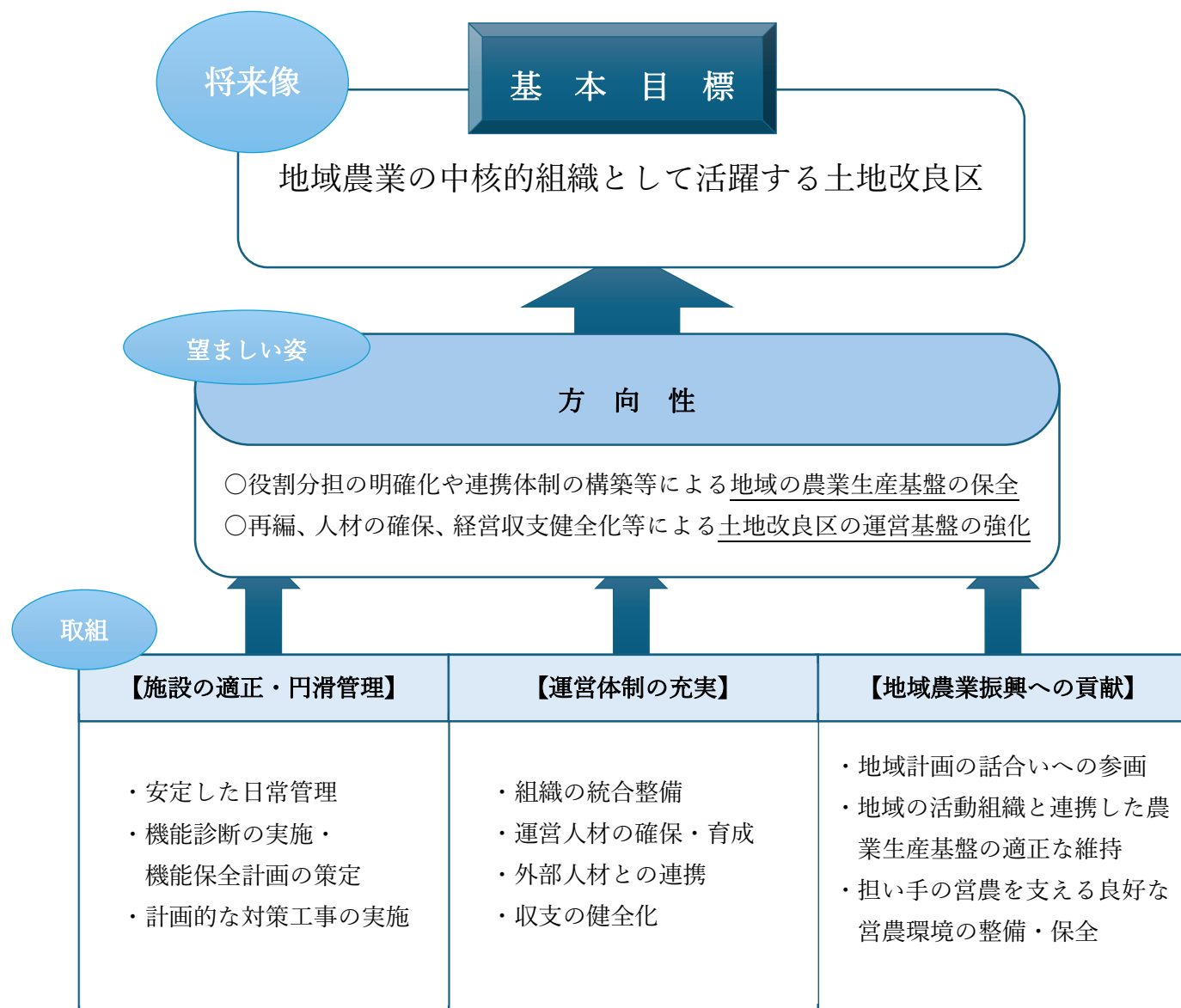
第1 土地改良区の望ましい姿

・計画的な更新・整備補修等により農業水利施設を適正に管理するとともに、組合員確保だけではなく、水土里ビジョン策定を契機として、多面的機能支払交付金活動組織（以下「多面活動組織」という）、自治会など、土地改良区以外の多様な参画者を確保することで、組織運営等で体制の充実を図りながら、生産基盤整備を推進し地域農業振興に貢献することによって、

『地域農業の中核的組織として活躍する土地改良区』

となることを基本目標とします。

- ・基本目標に向けて、将来にわたり施設の機能が安定的に維持されるよう保全管理を徹底するとともに、施設管理主体としての役割を果たすため、外部人材との連携も含めた組織体制の強化を図り、社会情勢や営農基盤の変化に対応した良好な営農環境の維持・確立を目指します。



第2 望ましい姿に向けた取組

1 施設の適正かつ円滑な管理

(1) 安定した日常管理

施設の異常を早期に把握して重大事故や大規模修繕を未然に防ぐとともに、管理者の高齢化や交代による技術・知識の断絶を防止し、組織内で管理水準を均一化した安定的な施設管理を継続するために行います。

〈基本的な考え方〉

- ・ 日常管理を通じて施設を良好な状態に維持
- ・ 日常管理のバラツキ防止、管理者の確保や育成

《取組内容》

- ・ 巡回点検や定期点検により把握した異常箇所等を含め、日常管理の内容を記録・蓄積
- ・ 日常管理や非常時において、的確かつ迅速に対応できるようマニュアルを作成



写真1 水路の土砂さらい

○施設の管理に必要なマニュアル例

①施設管理マニュアル

日常管理の点検等の結果を記録・整理

②施設操作マニュアル

施設の操作体制を整理

③防災対策マニュアル

施設の災害発生に備えた体制を整理

(2) 機能診断の実施・機能保全計画の策定

老朽化施設の増加に伴い、限られた財源の中で優先順位を明確にした合理的な施設更新を進めるとともに、水土里ビジョンにおける将来の保全方針を具体化するために行います。

〈基本的な考え方〉

- ・ 日常管理では把握できない施設や機能の状態、変状の原因や劣化の過程等を把握
- ・ 施設の劣化状況等に応じた経済的かつ合理的な対策の検討

《取組内容》

- ・ 施設の劣化や機能低下の進行状況等を把握するため機能診断の実施
- ・ 施設の機能を保全し必要な対策を計画的かつ効果的に実施するための機能保全計画の策定
- ・ 施設の劣化状況やリスク等を考慮した対策工事を計画



写真2 1次診断
水路の巡回点検



写真3 2次診断
ひび割れの確認



写真4 3次診断
電磁波による詳細調査

(3) 計画的な対策工事の実施

部分的な改修では施設全体の機能低下を防げない事例が増加していることから、管理の省力化・効率化による将来負担の軽減を図りつつ、事業実施にあたっては関係機関や受益者との十分な合意形成を前提に進める必要があります。

〈基本的な考え方〉

- ・策定した計画に基づいた適時、適切な対策の実施
- ・取水施設から末端施設までを包括的に捉えた「農業水利システム」全体としての視点から施設の集約、再編、統廃合、省力化、省エネルギー化等の検討



《取組内容》

- ・事業化に向けた各種計画策定、法令上の手続き、費用負担の考え方などを含め、関係機関との合意形成
- ・詳細調査（実施設計）を行い、対策工法を確定



写真5 対策の前後
左：対策前 右：対策後

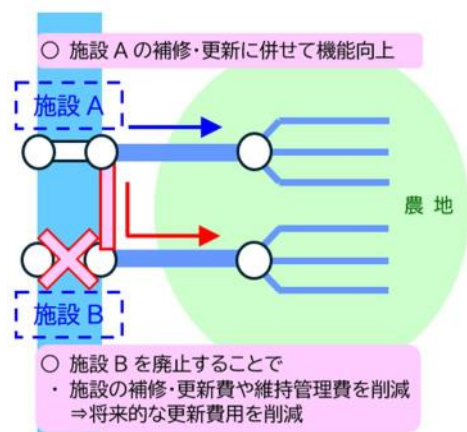


図1 施設の統廃合のイメージ

※具体的な施設の保全管理方法については、県で策定した「農業水利施設保全管理指針」を確認してください。

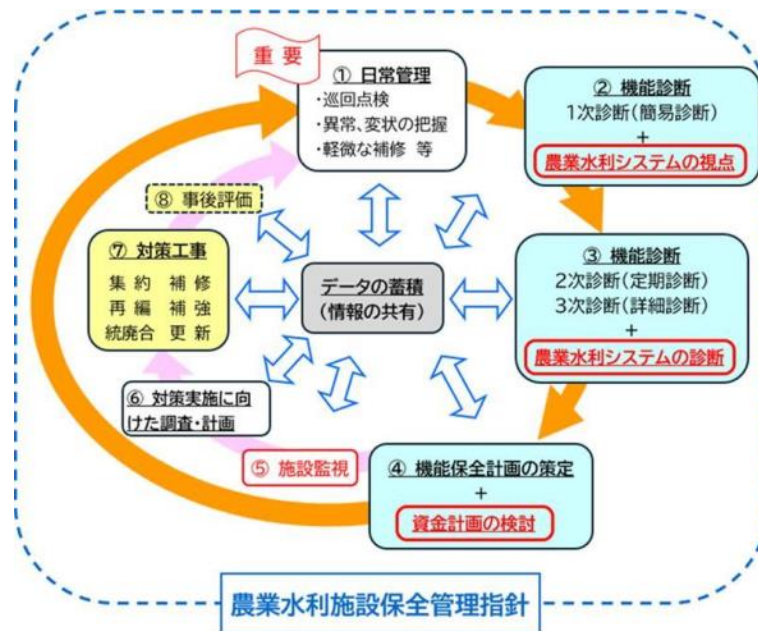


図2 施設の保安全管理の基本フロー（（1）～（3）の流れ）

2 運営体制の充実

（1）組織の統合整備

土地改良区における人材確保や専門的業務対応の困難化を踏まえ、水系単位等での広域管理により施設管理の効率化・安定化を図るため統合整備を検討します。

〈基本的な考え方〉

- ・規模拡大による中長期的な運営基盤維持
- ・事務局職員（特に専任職員）の複数配置による事務処理能力の強化
- ・同一水系単位又は市町（旧市町村）単位による施設の広域的かつ一元的管理
- ・土地改良区の単純解散時における、土地改良財産の市町、他土地改良区、認可地縁団体（水利組合等の地域組織）への帰属による施設管理の継続



《取組内容》

- ・推進区域の各土地改良区間で話し合いを進め、合併に向けた検討・協議を実施
- ・合併の協議の円滑化に向け、土地改良区連合の設立又は合同事務所の設置を検討
- ・休眠土地改良区については、県や市町等の助言を受けながら、施設の管理移管、清算等に係る検討を実施

(2) 運営人材の確保・育成

役員・職員の高齢化による世代交代の課題や業務の専門化に対応するとともに、多様な視点を取り入れた開かれた組織運営の実現を目指します。

〈基本的な考え方〉

- ・次期役員等の円滑な業務実施に向けた業務整理及び能力向上
- ・多様化する土地改良区業務への対応強化に向けた人材確保



《取組内容》

- ・現役員等以外の関係者の積極的な研修等参加（次期役員等候補者育成）
- ・業務における共通事項・留意事項のマニュアル化
- ・若年者、女性、その他多様な知見・経験保持者の登用（行動計画作成）
 - 組合員以外の理事登用にあたっては員外理事制度導入

多様な人材と参画により期待される職務

○会計・経理の経験がある方	→ 会計事務
○広報の経験がある方	→ 土地改良区活動の PR
○農業や6次産業などの専門分野に精通した方	→ 地域農業活性化への寄与
○自治会等と関わりがある方	→ 地元とのネットワーク構築

(3) 外部人材との連携

組合員のみでは維持管理活動の継続が困難となる中、地域住民や企業との連携により施設への理解と協力を得るとともに、多面活動組織等と連携した効率的な施設保全を推進します。

〈基本的な考え方〉

- ・土地改良区や農業水利施設の役割等に対する地元住民の理解促進及び維持管理活動への参加者増加



《取組内容》

- ・土地改良施設の PR（広報活動）や施設を活用したイベント（施設見学会等）の実施
- ・土地改良施設関係者（多面活動組織等）との連携強化
 - 施設管理准組合員制度の導入
- ・地域貢献に取り組む地元企業（建設事業者等）との協力体制構築

多面活動組織との連携事例 〔思川西部土地改良区〕	・土地改良区受益内の各多面活動組織が H26 に統合 ・統一された組織事務は土地改良区が受託 ・多面的機能支払交付金を活用し施設を補修・更新
地元企業との連携事例 〔小山用水土地改良区〕	・組合員の減少・高齢化等により農地保全活動が困難化 ・多様な人材の協力で活動を支える体制づくりを検討 ・地元企業に声掛けし 4 社と保全活動に係る協定を締結 ・各企業でボランティアを募り、草刈り・泥上げ作業に組合員とともに参加 ・多面活動組織とも連携し、当該活動には多面的機能支払交付金も活用

(4) 収支の健全化

土地改良区や管理施設の状況に応じて事務運営費のコスト削減策、施設管理費のコスト削減策を検討していく必要があるため、将来の施設更新に備えた計画的な財源確保を行うとともに、賦課金負担の公平性・納得性を高めつつ、再生可能エネルギー等の活用により受益者負担の軽減を図ります。

〈基本的な考え方〉

- ・土地改良区の経営維持及び将来の施設更新を見据えた収支の実現
- ・主要な収入源である賦課金の安定徴収



《取組内容》

- ・各施設の機能診断結果による保全計画を踏まえた施設更新計画を策定し、更新費用の積立計画、積立金管理規程を策定
- ・維持管理費、更新費用積立を踏まえた適正な賦課金額設定
- ・賦課金額の妥当性の判断、施設更新に必要な積立額の把握を行うため、土地改良区賦課金算定プログラムを活用
- ・准組合員制度導入による所有者と耕作者の賦課金の分担
- ・施設他目的使用規程の見直し（対象の拡大、維持管理費に即した使用料設定等）
- ・再生可能エネルギー（小水力発電等）の導入

再生可能エネルギー導入事例〔三栗谷用水土地改良区、那須野ヶ原土地改良区連合〕

(左：太陽光発電、右：小水力発電)



◎導入による効果：維持管理費の軽減（受益者負担の軽減）

3 地域農業振興への貢献

(1) 地域計画の協議の場への参画

地域計画の策定主体である市町からの呼びかけに応じて、地域計画の協議の場に参加し、農業生産基盤に係る情報提供や要望把握を行い、地域計画の実現に向けた支援を行います。

〈基本的な考え方〉

- ・地域計画の実現やブラッシュアップに向けた協議に参画、農業生産基盤の情報共有等



《取組内容》

- ・土地改良区は、地域農業の将来のあり方や農地利用を定めた地域計画のブラッシュアップとその実現に向けた話合いの場に参加し、土地改良事業等に関する情報提供や要望把握等を実施し、地域の将来像を踏まえた農業生産基盤の整備・保全を推進し、担い手の良好な営農環境を整備していく。

〔地域計画に係る関係法令の位置づけ〕

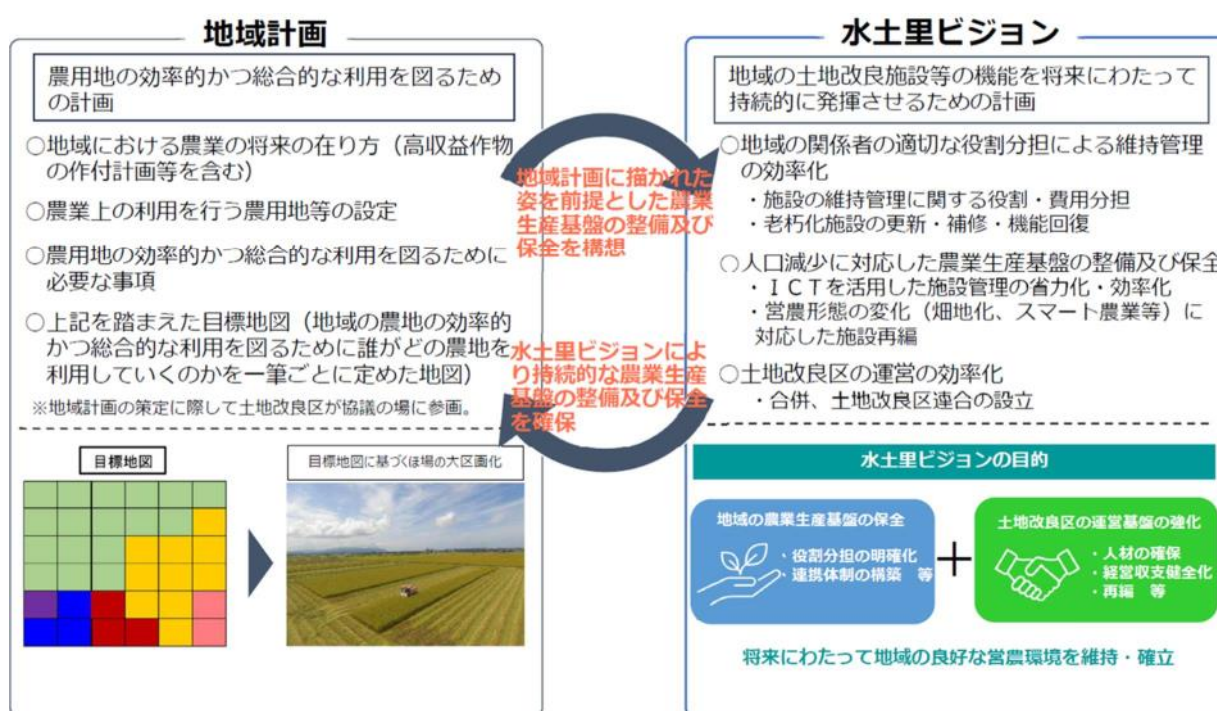
農業経営基盤強化促進法：地域計画の協議の場の参加者として土地改良区を規定

農業経営基盤強化促進法基本要綱：土地改良区は協議の場において土地改良事業（農地整備や簡易整備、水利施設改修等の計画及び実施の情報、農地や水利に係る情報（受益地の区画、水利施設の状況、利用形態等）の情報提供を行う。

〔地域計画と水土里ビジョンの関係性〕

地域計画は、地域農業の将来の姿を描き、効率的な農地の利用、集積・集約化や担い手の確保育成を図るため、各地域で検討を重ね市町が定めた計画である。一方、水土里ビジョンは、農業用水の安定供給に向けて農業水利施設の機能が将来にわたって持続的に発揮できるようにするため土地改良区が定める構想であり、用水の安定供給を確保し、地域の担い手の良好な営農環境を下支えすることにつながるものである。

地域計画と水土里ビジョンの関係性のイメージ（農水省 HP より）



(2) 地域の活動組織と連携した農業生産基盤の適正な維持

多面的機能支払交付金等による地域の活動組織と連携し、水路の補修や施設の点検及び田んぼダムの取組み等、協働活動へ積極的に参加し、農業生産基盤を適正に維持します。

〈基本的な考え方〉

- ・ 地域と協働して農業生産基盤を支える体制を確立



《取組内容》

- ・ 地区内で活動する多面的機能支払交付金等の活動組織の事務受託を推進
- ・ 田んぼダムの取組など農村地域雨水流出抑制対策への参画を促進

多面活動組織による活動

(左：田んぼダムの設置、右：水路の補修)



(3) 担い手の営農を支える良好な営農環境の整備・保全

担い手の営農意欲や経営発展を支える基盤整備を進めるとともに、スマート農業に対応した圃場・水利条件の整備や管理の省力化・効率化により、将来にわたり持続可能な維持管理体制を確立します。なお、維持管理費の負担は発生するため導入検討段階から関係者で検討が必要となります。

〈基本的な考え方〉

- ・ 地域農業の将来を見据えた農業生産基盤の整備・保全



《取組内容》

- ・ 地域の担い手から農地や水利施設の整備の要望を把握、事業化に向けた調整
- ・ スマート農業に対応した基盤整備（圃場の大区画化、水路のパイプライン化等）
- ・ 管理省力化技術の導入（自動草刈り機等）
- ・ スマート農業、管理省力化に必要な情報通信環境の整備（無線基地局等）

情報通信施設導入のイメージ



（農水省 HP より）

第3 水土里ビジョンの推進

初期段階では重点地区に集中的な支援を行い、モデル事例を形成し、確立した実施手法や運用プロセスを整理し他地区へ推進していくことで、段階的に横展開することで、土地改良区の負担や混乱を抑制しつつ、効率的かつ確実な水土里ビジョンの策定の推進を図ります。

1 計画期間内の策定目標

	現在	経過				目標
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
土地改良区 策定面積割合 (%)	0	5	15	30	70	80

- ・各農業振興事務所管内から1地区重点支援地区を設定し、関係土地改良区を支援します。
- ・重点支援地区は、後述の第4章「第3 区域設定」を踏まえて設定します。
- ・その後、重点支援地区での策定を基に他の地区へ横展開を図ります。

第4章 土地改良区における水土里ビジョンの取組

第1 水土里ビジョンの策定の流れと役割

水土里ビジョンは、土地改良区が中心となり、地域関係者と連携しながら、農業水利施設の将来にわたる保全体制を構築するために策定する計画です。

策定にあたっては、土地改良法第57条の11及び第57条の14に基づき、所定の手順により進められます。土地改良区が策定主体となり、地域関係者との協議を通じて合意形成を図り、その結果を踏まえ、地域の実情に応じた農業水利施設の持続的な保全管理に取り組みます。

1 基本フロー

土地改良区が策定主体となり、地域関係者との協議の結果を踏まえて、地域の農業水利施設の保全に取り組みます。

〔農林水産省「水土里ビジョン策定マニュアル」P.10 及び P.11 参照〕

図4-1 水土里ビジョンのステップ



2 関係組織の主な役割

水土里ビジョンは、改正土地改良法や国の水土里ビジョンマニュアルにおいて「関係者の役割分担を明確化し、連携して施設の保全に取り組むこと」を目標としており、工程毎に関係組織の責任を明確にすることが計画の実効性を高めます。

表 4-1 関係組織の主な役割

工程／事項	土地改良区 (連合含む)	県 (農地整備課・ 農業振興事務所)	市町	関係団体 (県土連、 多面組織 等)
①事前準備	R/A：事務局設置、 資料収集、内部合意	C：先行事例・様式 提供、説明会・相談 窓口	C：地域計画・関連 情報提供	C：施設・財務・技術 助言
②区域設定	R/A：受益・水系等 から案作成	C/I：区域案への 助言、広域整合の 助言	C：地域計画からの 整合助言	C：水系・歴史・管理 実態の知見提供
③関係者協議	R/A：協議会設置・ 運営	C：構成員選定・合意 形成の支援	C：協議の場への 参画、意見	C：協議会構成員 (オブザーバー) として参画
④ビジョン 作成	R/A：原案作成	C：技術・制度面の レビュー	C：地域計画の視点 で意見	C：保全・運営・財務 の助言
⑤認可申請	R/A：総(代)会議決、 申請書提出	A：認可権者、審査・ 認可	I：結果共有	I：結果共有
⑥取組実施	R/A：実行、年1回 以上の検証	C：進捗照会、必要に 応じて助言	C：連携施策・助成	C：作業受託・人材 協力 等

※R=実行責任、A=最終責任、C=協議・助言、I=情報共有

第2 事前準備

Step 1 事前準備

1 ビジョンの実施に対する合意形成

水土里ビジョンに取り組むにあたっては、土地改良区が制度への理解を深め、策定の必要性について事前に内部で合意形成を図ることが重要です。

また、水土里ビジョンは市町が定める「地域計画」の将来像を実現する一つの手段となることから、市町の内部においても意識醸成を図る必要があります。

2 事前準備に係る関係組織の役割

(1) 土地改良区

- ・土地改良区役職員に対し、理事会等で水土里ビジョン策定に関する合意形成を図ります。
- ・関係土地改良区で一つの水土里ビジョンを策定する場合は、土地改良区間における合意形成を図ります。

(2) 県

- ・土地改良区への説明会や意見交換等を行い、水土里ビジョン策定を働きかけます。
- ・土地改良区の運営体制の強化を図るため、国、県、栃木県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）による運営基盤強化協議会において、適宜、水土里ビジョン策定に関する指導・助言を行います。

(3) 市町

- ・地域計画の実現に向けて市町内部における水土里ビジョンの意識醸成を図ります。
- ・県と連携し土地改良区に対し水土里ビジョン策定を働きかけます。

(4) 県土連

- ・県と連携し土地改良区に対し水土里ビジョン策定を働きかけます。

第3 区域設定

Step 2 区域設定

1 区域設定の進め方

(1) 考え方

土地改良区の受益を中心に、地域性、用排水等の受益性、歴史的関連性、水系の一体性を考慮して区域を定めます。

〔農林水産省「水土里ビジョン策定マニュアル」P. 12 及び P. 13 参照〕

なお、市町が策定する地域計画に定める農地利用の将来像と整合させる必要があるため、市町の助言が必要です。

(2) 区域設定に係る関係組織の役割

ア 土地改良区

- ・受益構造・水系・既存の維持管理実態を分析し、施設の保全管理に係る将来像を見据えて区域設定する地域の案を作成します。
- ・関係土地改良区で一つの区域設定を行う場合は、施設の水系の状況等を考慮し、各土地改良区の受益の全部又は一部を区域設定するか検討します。

イ 県

- ・農業振興事務所が主体となり、同一の区域設定が望ましい範囲の助言や提示、広域整合の確認を行います。
- ・農地整備課は必要に応じ、土地改良区が直面する課題等への対応を検討するため県が設置している運営基盤強化協議会に区域設定の意見を求めます。

ウ 市町

- ・地域計画に描かれた将来像に即したビジョン区域になるよう助言します。

エ 県土連

- ・県と連携し区域設定が望ましい範囲を土地改良区に助言します。

ポイント

県の役割として、将来の合併を見据えて、ビジョン策定を契機として、小規模土地改良区の参画を促進するとともに、小規模土地改良区を取り残さない区域設定や体制づくりの支援が重要となります。

2 区域設定の考え方

(1) 国営事業地区単位による区域設定

国営造成施設と同一水系末端施設の管理・連携の観点から、国営事業地区の関係土地改良区受益（重畳・重複する土地改良区受益を含む）を一体的に区域設定することを基本とします。

表 4－2 国営事業関係土地改良区

No.	国営事業 地区名	土地改良区名	所管 農業振興 事務所名	関係市町名	備考
1	鬼怒中央	鬼怒川右岸	河内	宇都宮市 真岡市 上三川町 芳賀町	鬼怒中央 土地改良区連合
		鬼怒川左岸			
		清原南部			
		上三川町			
		真岡市	芳賀		
		芳賀町			
		水沼台			
		宇芳真			
2	鬼怒川中部	西鬼怒川	河内	宇都宮市 真岡市 さくら市 市貝町 芳賀町 塩谷町	鬼怒川中部 土地改良区連合
		鬼怒川東部	塩谷南那須		
		塩谷町大宮			
		赤沼用水			
		釜ヶ淵			
3	芳賀台地	芳賀台地	芳賀	那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	
		益子町			
		市貝町			
		芳賀町			
4	栃木南部	思川西部	下都賀	栃木市 小山市 野木町	
		栃木市			
		栃木市東部			
		小山市美田北部			
		小山市美田中部			
		小山市美田東部			
5	鬼怒川南部	勝瓜口	芳賀 (国直轄)	真岡市 小山市 (ほか茨城県関係市町)	鬼怒川南部 土地改良区連合
		絹	下都賀 (国直轄)		

		大井口	(茨城県)		
		伊讃美ヶ原記念揚水			
		江連八間			
		結城用水			
		吉田用水			
6	塩那台地	塩那台地	那須	大田原市 さくら市 那須烏山市 那珂川町	
7	那須野ヶ原	那須疏水	那須	大田原市 那須塩原市	那須野ヶ原 土地改良区連合
		塩原			
		黒磯			
		西那須野東部			
		湯津上			
		大田原市			
8	渡良瀬川中央 渡良瀬川沿岸	三栗谷用水	安足	足利市 (ほか群馬県関係市町)	渡良瀬川中央 土地改良区連合 渡良瀬川沿岸 土地改良区連合
		待矢場両堰	(群馬県)		

ポイント

Q. 土地改良区の受益に国営事業地区以外の地域も含まれている場合、その地域も国営事業地区の水土里ビジョンに入れるべきでしょうか？

A. 例えば、施設の保全管理にあたり国営事業地区と水利調整や災害時の人材・資材協力等で連携することを考えていれば、その地域も国営事業地区の水土里ビジョンに含めて検討すべきです。国営事業地区と分けて保全管理するならば、その地域は別で水土里ビジョンの策定を検討します。このため、土地改良区によっては複数の水土里ビジョンの関係者となる場合があります。

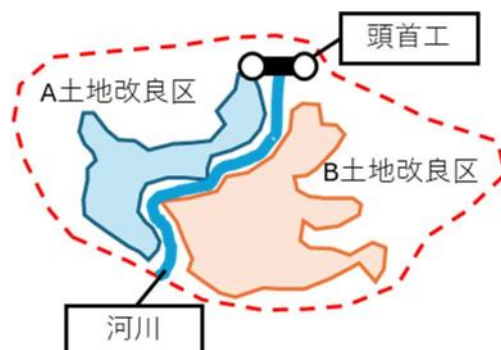
(2) 統合整備に基づく区域設定

運営基盤強化の観点から将来的に統合整備（合併）を見込んでいる場合は、合併する関係土地改良区受益を一体的に区域設定することを基本とします。

ア 同一水系単位

複数の土地改良区受益をまたぐ広域な水利施設を一体的に管理し、維持管理費の削減や事務の効率化を図るにあたり望ましい単位です。

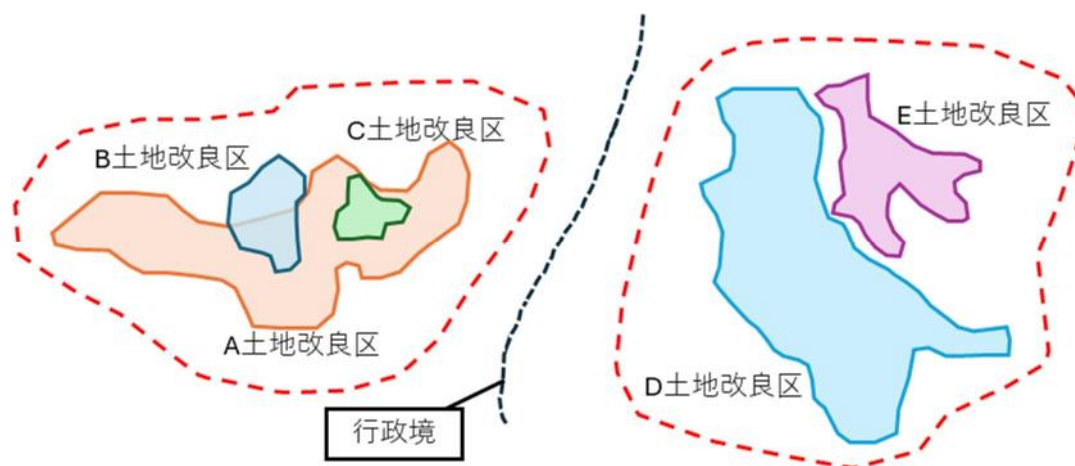
図4-2 同一水系単位のイメージ



イ 同一行政単位

規模拡大により長期的かつ安定的な施設の保全体制を構築するとともに、市町との連携の円滑化を図るにあたり望ましい単位です。

図4-3 同一行政単位のイメージ



(3) 各農業振興事務所管内の考え方

国営事業地区・同一水系は原則一体的に、水系が分かれる受益は分割して各水土里ビジョン区域に設定する手法を基本とします。

なお、将来的な合併の可能性や休眠土地改良区の取扱い等も考慮するとともに、小規模土地改良区を取り残さない区域設定を検討します。

第4 地域関係者との協議

Step 3 地域関係者との協議

水土里ビジョンは、「関係者の連携による保全」が土地改良法第57条の11に目的として明記されていることから、施設の利害関係者を幅広く含めることが必須となります。

また、市町は「地域計画」の策定主体となるので、土地利用の将来像を示す立場として水土里ビジョンの協議への参画が必要です。

1 地域関係者

土地改良区のほか、関係市町や他の施設管理者等が地域関係者となります。

表 4-3 地域関係者等として想定される関係組織

	関係組織名	摘要
地域関係者 (協議会構成員)	土地改良区（連合）	土地改良施設の管理者
	水利組合 自治会 農業協同組合 等	土地改良施設と関連する施設管理者
	関係市町	ビジョン区域と重畳・重複関係にある市町 (施設管理者の場合を含む)
	多面活動組織 施設管理協力者	土地改良施設の維持管理に係る協力者
	農業委員会	地域の農地や営農について知見を有する者 (農地の権利移動、遊休農地の情報等)
オブザーバー	県 ※国営事業地区の場合は国を含む	ビジョンに係る助言を行う者
	県土連	

2 協議の内容

(1) 情報整理及び検討

- ・協議に係る基礎情報として、以下の内容を整理します。

- ・土地改良区の財務状況
- ・施設の実態（施設の管理状況、施設の状態等）

- ・整理した基礎情報を踏まえ、以下の内容を検討します。

- ・区域内の課題の抽出
- ・施設の保全管理の将来像
(農業生産基盤の保全、土地改良区の運営基盤の強化)

(2) 協議に係る関係組織の役割

ア 土地改良区

- ・貸借対照表や施設台帳等を参考に基礎情報を整理し、土地改良区の現状を把握します。
- ・土地改良施設以外の水利施設については、水利組合等の施設管理者から資料等の提供を受け、必要に応じて聞き取りを行います。
- ・基礎情報を踏まえ、施設の保全体制や土地改良区の運営強化の将来像を検討し、地域関係者から意見聴取します。

イ 県

- ・将来像に向けた取組が確実に実効できるものになるよう助言します。
- ・協議には主に農業振興事務所が参加しますが、必要に応じて農地整備課も参加します。

ウ 市町

- ・地域計画と整合した課題や将来像になるよう意見を述べます。
- ・所有・管理の水利施設があれば、施設管理者の視点から意見を述べます。
- ・地域関係者が多数となる場合、市町が多面活動組織や自治会等の意見集約が可能であれば、代表として市町が協議に参加することも可能です。

エ 県土連

- ・対象施設の情報のリストアップや更新・整備補修計画の検討にあたり土地改良区を支援します。

3 事前調整

(1) ビジョン策定に向けた啓発

ア 地域関係者

土地改良区は地域関係者に水土里ビジョンの必要性を説明し、協力の了解を得ます。

イ 土地改良区組合員

土地改良区は事前の総（代）会等において組合員に水土里ビジョンの必要性を説明し、策定にあたり将来的に総（代）会の特別議決に諮る予定であることについて了解を得ます。

(2) 事前調整に係る関係組織の役割

ア 土地改良区

- ・地域関係者及び土地改良区組合員に対し水土里ビジョン策定に関する合意形成を図ります。
- ・関係土地改良区で一つの水土里ビジョンを策定する場合は、ビジョン策定に向けた土地改良区間の事務について調整します。

イ 県

- ・土地改良区における地域関係者の選定について助言し、地域関係者等への説明を支援します。
- ・土地改良区や市町との主な連絡調整は農業振興事務所が行います。

ウ 市町

- ・県と連携し土地改良区が行う地域関係者等への説明を支援します。

エ 県土連

- ・県と連携し土地改良区が行う地域関係者等への説明を支援します。

ポイント

Q. ビジョン区域が農業振興事務所の所管をまたがる場合、誰が協議の調整を行いますか？

A. 主体となり水土里ビジョンを策定する土地改良区及び当該土地改良区を所管する農業振興事務所を中心に管外の土地改良区及び他の農業振興事務所と調整します。市町に対しては、所管の農業振興事務所を通じて調整します。

4 地域協議会の設置・運営

主体となる土地改良区に地域協議会の事務局を置き、協議会規約を策定します。地域協議会の総会においては、①現状・課題の共有→②施設の目標・取組→③運営基盤強化の目標・取組→④ビジョン作成の順に審議します。

(1) 地域協議会の概要

- ・水土里ビジョンの議論を進めるにあたり、地域関係者を構成員として設置することができます。〔農林水産省「水土里ビジョン策定マニュアル」P.14 参照〕
- ・設置は、地域関係者が施設の保全に確実に取り組める連携を実現するにあたり有効となります。
- ・土地改良法上設置は任意ですが、水土里ビジョン策定後も取組の達成状況の検証や水土里ビジョンの内容見直しにあたり定期的に検討の議論を進める場として活用が想定されるため、本県においては設置を基本とします。
- ・関係土地改良区が一つの水土里ビジョンを策定する場合は、主体となる土地改良区に地域協議会の事務局を置くことを基本とします。
- ・事務の円滑化にあたり、必要に応じて実務担当者で構成する幹事会を設置します。
- ・協議会規約の承認をもって地域協議会が設置となります。
- ・地域協議会の総会において、ビジョン区域内の現状と課題を共有し、将来を見据えた目標設定及び目標達成に向けた取組を議論した上で水土里ビジョンを作成します。

〔例〕 総会 1 回目：現状及び課題の整理・共有（ビジョン：Ⅰ 総論）

〃 2 回目：施設に係る目標と取組検討

（ビジョン：Ⅱ 地域の農業生産基盤の保全）

〃 3 回目：土地改良区運営に係る目標と取組検討

（ビジョン：Ⅲ 土地改良区の運営基盤の強化）

〃 4 回目：ビジョンの作成（法第 57 条の 11 に基づく意見聴取）

(2) 地域協議会の設置に係る関係組織の役割

ア 土地改良区

- ・事務局となった土地改良区が地域関係者に対し構成員としての参画を依頼し、協議会規約（案）を作成します。
- ・協議会規約（案）を理事会に諮り承認を得ます。関係土地改良区で一つの水土里ビジョンを作成する場合は、各土地改良区の理事会で諮ります。

イ 県

- ・土地改良区の協議会規約（案）の作成を支援します。
- ・オブザーバーとして地域協議会に参画します。

ウ 市町

- ・構成員として地域協議会に参画します。

エ 県土連

- ・オブザーバーとして地域協議会に参画します。

ポイント

Q. 地域協議会を設置しない場合はどのように地域関係者と協議しますか？

A. 水土里ビジョンに係る地域関係者への意見聴取を個別に実施します。

（土地改良法第 57 条の 11 第 4 項）

通知による対応のほか、既存の協議会等の場を活用して意見聴取を行う方法が考えられます。

第 5 ビジョンの作成

Step 4 水土里ビジョンの作成

水土里ビジョンの項目に明記する内容検討にあたり、基本の情報や参考となる考え方を以下のとおり記載します。

（記載内容に該当するビジョンの項目番号は〔 〕内に記載）

1 現状及び課題の整理

組織基盤や財務状況が不明確なままでは、保全・更新の長期計画を策定できないため、基礎情報の整理が必須となります。

施設台帳のリスト化は、保全の優先順位付けや機能診断の対象把握に必要であり、マニュアルでも必須項目として明示されています。

《作成に係る役割》

土地改良区：施設及び土地改良区の基礎情報の整理

（他の施設管理者の関連施設を含む）

県 土 連：施設情報のリストアップ作業支援

(1) 土地改良区の組織の状況〔ビジョン項目：Ⅰ－１－(3)、Ⅰ－２〕

- ・組合員数等の基礎情報と一般会計等の財務状況を整理

ア 基礎情報

- ・組合員数は、組合員名簿のほか、准組合員及び施設管理准組合員（以下、「准組合員等」）の届出等も確認し記載します。
- ・役職員数は、年齢構成のほか、理事及び監事については員内・員外の内訳、職員数については事務系・技術系及び専任・兼任の内訳も併せて整理します。

イ 財務状況

- ・収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書等を参考に記載します。なお、計算書等は水土里ビジョンの様式に併せて添付します。
- ・直近の決済年度における一般会計及び特別会計の収支額、経常賦課金及び特別賦課金の10a 当たり平均単価を整理します。
- ・支出額は、次年度繰越金を含む額とし次年度繰越金額は内数で整理します。

(2) 管理施設の状況〔ビジョン項目：Ⅰ－３－(1)、Ⅲ－(2)〕

- ・施設台帳等を参考に水利施設の情報を整理しリストアップします。
- ・土地改良区以外の管理施設についても同様としますが、施設台帳等が無く詳細が不明な場合は、施設群単位で整理することも可能です。
- ・整理した情報から、施設の管理状況や劣化の状態等を把握します。
- ・水土里ビジョンにおける管理施設のリストアップは、ビジョン様式「別添2：土地改良施設等一覧」により作成します。
- ・類似する既存の一覧資料があれば、流用して作成することも可能です。

ア ダム、頭首工、ため池、用排水機場、水門等の点的施設

施設の箇所単位でリストアップします。

イ パイプライン等の基幹的な線的施設

同一の構造（規格）単位でリストアップします。

ウ 末端の線的施設

水路の構造（規格）が多様な場合は、用水路・排水路毎に造成年度別でまとめてリストアップすることも可能です。

2 施設の保全

施設の保全にあたっては、責任の所在を明確にするため、役割分担の明確化が必要です。

また、耐用年数・機能診断に基づく更新計画については、「計画的更新」の趣旨に沿った適切な実施を図るため、関係者の役割を明確にした上で策定する必要があります。

《作成に係る役割》

土地改良区：現在の施設の管理状況及び状態の整理

県：施設に係る補助事業等の情報提供
管理省力化技術の情報提供

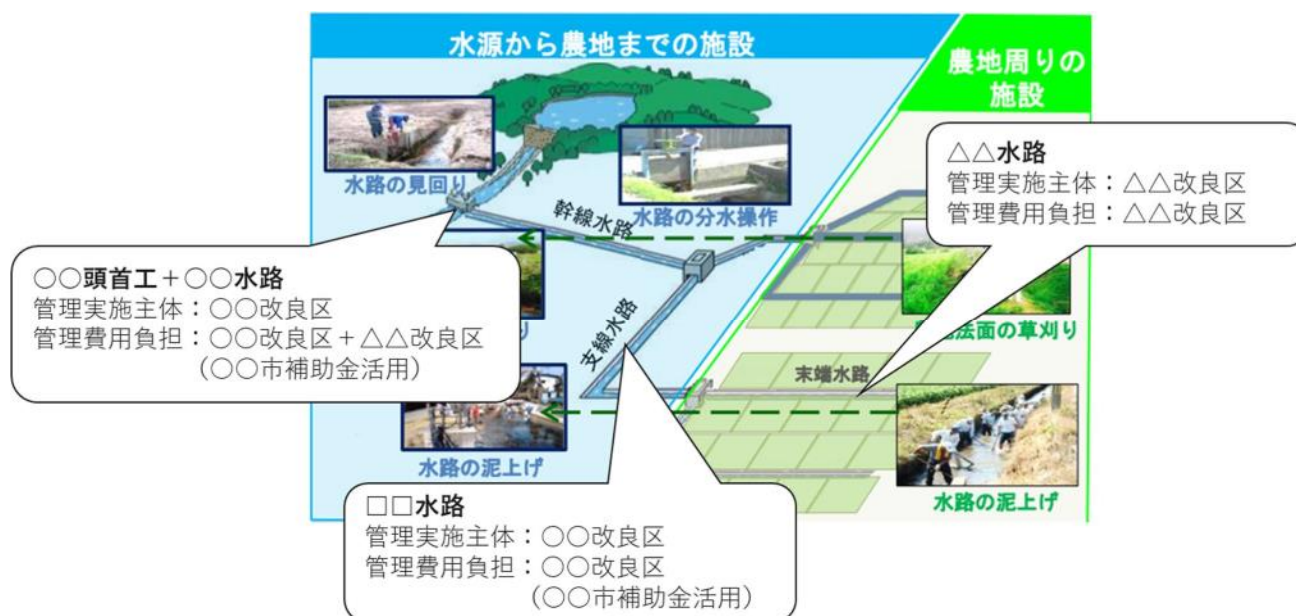
市 町：施設に係る補助事業等の情報提供

県 土 連：施設の更新整備・補修計画作成支援

(1) 管理の役割分担〔ビジョン項目：Ⅱ－１－(1)、Ⅱ－２－(1)〕

- ・土地改良区及び地域関係者が主として管理する施設の区分けや、維持管理費の負担割合等を記載します。
- ・関係者が共通して利益を受ける基幹施設等については、関係者間の維持管理費負担の検討が望ましいです。
- ・維持管理費に係る市町の助成等を確認の上、その活用を踏まえて検討します。
- ・検討の結果、現在の役割分担が望ましい場合には、必要に応じて適宜役割分担を見直すことを前提に現状維持も可能です。

図４－４ 管理の役割分担のイメージ



(2) 施設の更新・整備補修計画〔ビジョン項目：Ⅱ－１－(2)、Ⅱ－２－(2)〕

ア 整備補修計画

リストアップした施設について、整備補修予定年度や想定事業費を整理し整備補修計画を作成します。

(7) 整備補修予定年度

- ・耐用年数が残っている施設は、耐用年数経過の翌年度を目安とします。
- ・耐用年数を超過した施設は、機能保全計画等に基づく更新時期等を目安に予定年度を設定します。

表 4－4 標準的な耐用年数

構造物区分	耐用年数
ダム、ため池	80 年
頭首工（コンクリート）	50 年
鋼製水門（樋体暗渠を含む）	30 年
用排水路（鉄筋コンクリート等）	40 年
用排水路（コンクリート二次製品等）	20～40 年
用排水機（ポンプ及び原動機一括）	20 年

（農林水産省「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数」より）

(4) 想定事業費

- ・機能保全計画等によりある程度精査された金額が把握できているのであれば、それを想定事業費の目安とします。
- ・精査された金額がない場合は、施設台帳に整理している造成時の取得価額や、同規模の施設における実績等を想定事業費の目安とします。

イ 施設更新計画

- ・整備補修計画のうち、今後 40 年間から 50 年間に実施を要する大規模な補修（おおむね 10 年以上の周期で行うもの）や更新事業について、想定される補助事業、実施時期、費用負担の割合を整理し作成します。
- ・施設更新計画は、更新費用のうち土地改良区負担分を積立により確保するにあたり、積立額や積立期間等の検討に係る根拠資料となります。
- ・水土里ビジョンにおける施設の更新・整備補修計画は、ビジョン様式「別添 3－1：整備補修計画」及び「別添 3－2：施設更新計画」により作成します。
- ・類似する既存の計画資料があれば、流用して作成することも可能です。

(7) 補助事業

- ・現在において更新・整備補修を行うにあたり最適な補助事業を選択します。
- ・ただし、更新計画の作成によって、補助事業の実施が確約されるわけではない点に留意が必要です。

(4) 実施時期

- ・基本的に整備補修計画の予定年度と同様であるが、複数の施設で時期が重複する場合、費用の負担が集中するため、施設の重要度や劣化状況等を考慮し優先順位を付けて時期の平準化を図ります。その際、整備補修計画の予定年度も併せて修正します。

ポイント

- Q. 施設のほとんどが耐用年数を迎え、更新時期の目安も定まっていない場合、更新の優先順位はどのように考えるべきでしょうか？
- A. 基幹的水利施設等、営農に対する影響が大きい施設は更新の優先度が高いと考えられます。そのほか、防火用水等の多様な役割を担う水路、道路を横断する水路等、老朽化が営農以外にも影響を及ぼすと考えられる施設も優先度は高いです。

(3) 管理者の知識及び技術の向上〔ビジョン項目：Ⅱ－１－(3)、Ⅱ－２－(3)〕

栃木県や県土連等が主催する施設研修への積極的な参加や、土地改良区が施設に係る専門家の派遣を要請し研修を開催するなど、定期的な施設研修の実施を検討します。

(4) 管理の省力化〔ビジョン項目：Ⅱ－３－(1)、３－(2)、３－(3)〕

自動草刈り機等の使用を前提とした基盤整備や、施設の遠隔監視等を行うための情報通信施設の整備など、管理に係る省力化技術の導入を検討します。

〔栃木県農政部「次世代型生産基盤技術導入指針」P. 25～P. 88 参照〕

3 人材の確保

職員や役員の不足は、事務処理や保全管理の質を著しく低下させるため、組織体制を整備する必要があります。

《作成に係る役割》

土地改良区：現在の役職員における業務実態の整理

県・市町・県土連：専門的知識等を持つ人材に関する情報提供

(1) 職員〔ビジョン項目：Ⅲ－１－(1)〕

- ・総務、経理や各種書類作成等に係る事務系の業務、施設の整備・維持管理や事業の実施補助等に係る技術系の業務及び組合員や他団体との調整の役割を十分に発揮するにあたり、必要な人員の配置を検討します。
- ・広報紙等を用いた土地改良区業務の対外的な周知や、業務マニュアルを作成し円滑な業務の引継ができる準備をします。候補者に対しては、事前のヒアリング等を行い、円滑な業務実施に努めます。
- ・組合員の相談対応や業務を円滑進めるにあたっては、専任職員は２人以上の配置が望ましいです。
- ・小規模な土地改良区においては、職員の雇用に係る費用を確保できず体制が脆弱化する傾向にあるため、合併による規模拡大と併せて職員の確保を検討します。

(2) 理事〔ビジョン項目：Ⅲ－１－(2)〕

ア 業務

- ・事業の実施、賦課金徴収、財産の管理等の業務を適切に行うのに必要な人員を確保します。
- ・研修への定期的な参加により土地改良区の業務への理解を深めることが重要です。
- ・業務に係る留意事項は、書面等に記録し次の理事に引継ぐことが望ましいです。

イ 構成

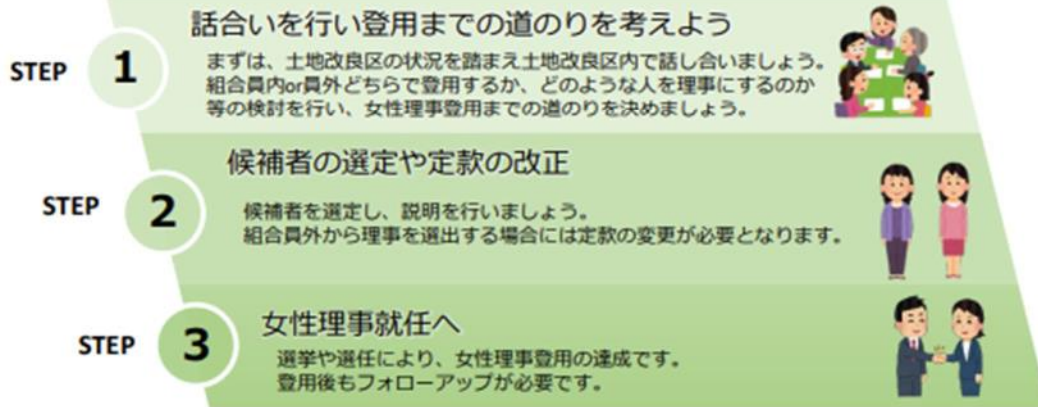
- ・土地改良法第18条第6項には、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮することが規定されているため、理事の検討にあたり留意が必要です。
- ・組合員の減少や高齢化が進む中、地域の多様化するニーズに対応するにあたり、様々な人材が土地改良区の運営に参画することが重要です。
- ・多様な理事の登用に取り組むにあたり、具体的な行動計画の作成を検討します。
- ・組合員に女性理事の候補者がいない場合は、地域で活躍する女性農業士等を員外理事として登用することを検討します。
- ・特に女性理事の登用は、男女共同参画推進の点からも全国的に取組が求められています。

表4－5 行動計画作成のイメージ（女性理事登用の場合）

年	期別	到達目標	年中行事	行動計画	組織間連携
令和○年度	第1 四半期	理事長・事務局長間で 女性理事登用の方針を共有		✓ 手引きの勉強会開催	✓ 研修会参加
	第2 四半期	女性理事登用の方針を 理事会で承認	理事会	✓ 女性理事登用の方針説明 ✓ 想定問答の作成	✓ 管内の取組状況把握
	第3 四半期		先進地視察	✓ 登用済み土地改良区への聞き取り ✓ 候補者リストの作成	✓ JA等との情報交換
	第4 四半期	女性理事登用に向けた 定款変更	理事会 総(代)会	✓ 定款変更の総(代)会議決	✓ 候補者を含めた意見交換会の開催要請
令和○年度	第1 四半期	候補者の目途		✓ 候補者との話し合い	
	第2 四半期	候補者の理事就任の承諾	理事会	✓ 候補者の理事会へのオブザーバー参加	✓ 定款変更の手続等の疑問点の問合せ
	第3 四半期		収穫祭	✓ 候補者の地域イベント参加	
	第4 四半期	女性理事登用	理事会 総(代)会	✓ 女性理事の選任	

女性理事登用へのステップ

土地改良区や周辺地域の特徴などを踏まえながら、土地改良区内で話し合うことが重要な第一のステップです。



員外理事候補となる人は？

- 会計や広報など、土地改良区運営に役立つスキルをもった方
- 学識者、会計士、6次産業など専門分野に詳しい方
- 農業委員やJA役員、自治会役員など
- 指導農業者など農業に精通した方
- 組合員の家族（妻・娘）や親族
- 都県や市町村の審議会委員

女性理事の職務事例

広報

土地改良区が担う役割や魅力をPR



会計

経理の経験等を活かして、会計業務担当理事に



地域連携

地元の学校や、企業とのネットワーク構築に



地域農業活性化

農業学識を活かし、地域農業の6次産業化へ寄与



女性が参画しやすい環境の整備

- 土地改良区に関する知識面のフォローアップ体制
- 複数名での女性理事登用
- 力仕事における協力体制や施設管理の省力化（電動化、遠隔化）
- 分かりやすい業務手順書の作成
- 理事以外の仕事や家事とも両立しやすい業務とする見直し
（理事会に出られない場合は、書面で事前に意見を提出できるようにするなど）



女性が参画しやすい環境をつくることで
老若男女すべて人が参画しやすい環境へとつながります！

（農林水産省「土地改良区における男女共同参画」リーフレットより抜粋）

(3) 監事〔ビジョン項目：Ⅲ－１－(2)〕

- ・土地改良区の監査機能を強化する観点から、2名以上いる監事のうち1名は第三者の立場から監査を行う員外監事を置くことが土地改良法に規定されています。
- ・会計に係る研修への参加により理解を深め、土地改良区の業務が適正に行われているかを確認します。
- ・公認会計士、税理士等から指導等を受ける場合は、員外監事を置かなくても良いとされています。

【員外監事の要件（土地改良法第18条第7項）】

- ・組合員・准組合員・施設管理准組合員以外の者
- ・5年以内に土地改良区の理事又は職員でなかった者
- ・理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者

4 収支の健全化

更新費用は数十年単位で発生するため、負担を平準化する長期的な積立が不可欠です。なお、施設の再編や小規模化（ダウンサイジング）は中長期的な維持管理費の抑制に有効とされ、国の長期計画においても戦略的保全管理の取組として位置付けられています。

また、賦課金のみに依存すると組合員の負担が過重となることから、国のマニュアルでも示されているとおり、再生可能エネルギー導入等による収入の多様化が持続的な運営において重要です。

《作成に係る役割》

土地改良区：現在の施設更新積立資産、収入・支出の状況整理

県：施設更新費用積立に係る助言

収入減確保・支出削減の取組事例の情報提供

県土連：経営診断に基づく助言

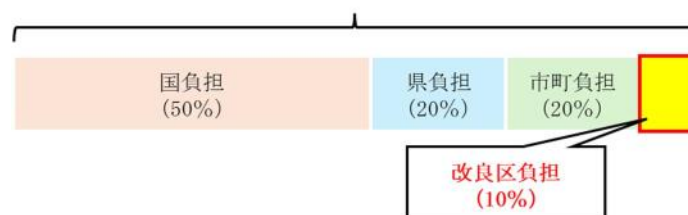
(1) 更新費用の確保〔ビジョン項目：Ⅲ－２－(2)〕

ア 金額

- ・土地改良区が自ら確保しなければならない費用が対象となります。
- ・更新事業費のうち、国等負担を除いた分が土地改良区の確保する金額です。

図4-5 費用負担のイメージ

更新事業費（補助事業活用）



イ 調達方法

- ・大規模な整備補修・更新の費用は膨大であるため、調達にあたっては積立計画を策定し、期間を設けて毎年度の積立による確保が望ましいです。
- ・毎年度の積立額や積立期間は、施設更新計画を基に、施設の更新実施年度に合わせて検討します。
- ・積立実施中において状況が変われば、適宜積立計画の見直しを行います。
- ・積立の原資は、賦課金の増額のほか、収入源の確保や支出の削減による剰余金の充当による確保を検討します。
- ・借入による確保も可能ですが、この場合は更新事業実施時に特別賦課金として将来の組合員の負担急増を強いることになるため、現在の組合員と負担均衡を図る観点から、費用の一部は経常賦課金による積立原資の確保が望ましいです。

《施設更新計画に基づく積立額設定の例》

〈例①：更新計画期間内の事業全体で1つの積立期間を設定する場合〉

- 更新計画期間における最後に実施する事業の着手予定の前年度までを積立期間に設定
(下表の場合、更新計画開始年度R7から事業②着手予定の前年度R14までの8年間)
- 更新計画期間内の想定工事費のうち、土地改良区負担額を合算し積立総額を算出
(下表の場合、事業①6百万円＋事業②129百万円＝135百万円)
- 合算した土地改良区負担額を積立期間で割り、毎年度の積立額を算出
(下表の場合、135百万円÷8年間＝16.9百万円／年)

※ 土地改良区負担額が事業②より事業①の方が高い場合は、事業①の着手予定年度までの短期間で事業①の土地改良区負担額を積立できない可能性があることに留意

図4-6 積立額及び期間設定のイメージ（更新計画期間全体）

施設名	想定工事費 (百万円)	整備年次計画															
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
〈国営規模施設〉																	
〇〇ダム	900																
〇〇幹線導水路	150																
〇〇頭首工	240																
〈県営規模施設〉																	
〇〇頭首工	15																
〇〇幹線水路	5																
〇〇用水機場	10																

事業① 想定工事費計：30百万円（うち改良区負担分6百万円（20%））
着手予定年度：R10

事業② 想定工事費計：1,290百万円（うち改良区負担分129百万円（10%））
着手予定年度：R15

〈例②：更新計画期間内の事業着手予定年度毎に積立期間を設定する場合〉

- 更新計画期間内の各事業について、着手予定の前年度までにおける単年度あたり土地改良区負担相当額を算出

(下表の場合、

事業①は6百万円÷3年間(R7～R9)≒2百万円/年、

事業②は129百万円÷8年間(R7～R14)≒16.2百万円/年)

- 各事業の着手予定年度毎に積立期間を分けて設定

(下表の場合、

期間1は更新計画開始年度R7から事業①の着手予定の前年度R9までの3年間、

期間2は期間1の翌年度R10から事業②の着手予定の前年度R14までの5年間)

- 各事業の単年度あたり土地改良区負担額を合算し、積立期間毎の積立総額及び毎年度の積立額を算出

(下表の場合、

期間1の毎年度の積立額は事業①2百万円/年+事業②16.2百万円/年=18.2百万円/年、積立総額は18.2百万円/年×3年間=54.6百万円、

期間2の毎年度の積立額は事業②16.2百万円/年、積立総額は16.2百万円/年×5年間=81百万円)

※ 前半の積立期間における毎年度の積立額が、後半より高く設定されることに留意

図4-7 積立額及び期間設定のイメージ(事業着手予定年度毎)

施設名	想定工事費 (百万円)	整備年次計画															
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
〈国営規模施設〉																	
〇〇ダム	900																
〇〇幹線導水路	150																
〇〇頭首工	240																
〈県営規模施設〉																	
〇〇頭首工	15																
〇〇幹線水路	5																
〇〇用水機場	10																

事業① 想定工事費計：30百万円（うち改良区負担分6百万円（20%））

着手予定年度：R10

事業② 想定工事費計：1,290百万円（うち改良区負担分129百万円（10%））

着手予定年度：R15

(2) 収入源の確保及び支出の削減〔ビジョン項目：Ⅲ－２－(3)、２－(4)〕

ア 収入

- ・収入の多くは組合員が納める賦課金によりますが、その金額は将来の施設更新を見据えた費用の積立や経常収支の状況を踏まえ、適切な金額設定が必要です。
- ・ただし、組合員への負担を考慮すれば賦課金収入の増額にも限界があるため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や、土地改良施設の敷地貸与等の他目的使用の拡充など、収入源確保の取組を検討します。
- ・収入源確保の検討にあたっては、財務分析における賦課金収入比率や附帯事業収入率等の結果も参考とします。

イ 支出

- ・複数施設の統合・集約や施設の小規模化（ダウンサイジング）等により、施設の維持管理に係る将来的なコスト削減が見込まれます。
- ・維持管理支出の占める割合が高いのであれば、施設更新と併せて施設の再編・集約等を検討します。
- ・支出削減の検討にあたっては、財務分析における分析結果を参考に、支出に占める維持管理費等の割合を把握します。

表４－６ 収支に関する指標（財務分析）

	指標名	算定式（×100）	説明	備考
収入関係	賦課金納付率	賦課金徴収額÷賦課金調定額	当該年度の賦課金調定額に対して納付された賦課金の率	・100%が目標 ・未納者の固定化、徴収困難化を示す指標
	不納欠損比率	不納欠損÷未収賦課金等	未収賦課金額に占める当期の不能欠損額の比率	・未納者の固定化、徴収困難化を示す指標
	賦課金収入比率	経常・特別賦課金計÷経常収入計	経常収入に占める賦課金収入の比率	・比率が高い→賦課金により運営が成り立っている ・比率が低い→賦課金以外の収入にも影響を受ける
	補助金収入率	受取補助金等÷経常収支計	経常収入に占める補助金収入の比率	
	受託等収入率	受取業務受託料÷経常収入計	経常収入に占める受託収入の比率	・当該収入の安定が見込めるか検証が必要
	附帯事業収入率	附帯事業収入÷経常収入計	経常収入に占める附帯事業収入の比率	・当該収入の安定が見込めるか検証が必要
支出関係	一般管理費比率	一般管理費÷経常支出計	経常支出に占める一般管理費の比率	
	人件費比率	人件費÷経常支出計	経常支出に占める人件費の比率	
	維持管理費比率	維持管理費÷経常支出計	経常支出に占める維持管理費の比率	

5 組織体制の強化

准組合員制度は、農地の所有者と耕作者が分離した現代農業に対応し、賦課金徴収を安定化させるための制度です。

施設管理准組合員制度は、多面活動組織や地元企業などが参画でき、地域全体での維持管理が可能となります。これは、人手不足への有効な対策であり、国のマニュアルでも推奨されています。

《作成に係る役割》

土地改良区：組合員及び維持管理に係る共同活動の状況整理

県：准組合員等の現行制度に係る情報提供

県 土 連：多面活動組織に係る情報提供

(1) 准組合員及び施設管理准組合員〔ビジョン項目：Ⅲ－３－(1)〕

ア 准組合員

- ・賦課金納付率等の比率低下や、相続等による県外等在住組合員への賦課金徴収の困難化等は、准組合員制度の導入により、農地の所有者と耕作者で賦課金の分担を可能とすることで改善できる場合があります。
- ・本制度は、例えば農地の所有者が組合員となっており耕作者が別にいる場合、その耕作者を准組合員とすることが可能です。
- ・准組合員は議決権や選挙権は有しませんが、総（代）会に参加し意見を述べるができるため、組合員ではない耕作者（所有者）の意向を踏まえた土地改良区の運営が図られます。
- ・導入にあたっては、定款変更により制度の位置付けを行う必要があります。

イ 施設管理准組合員

- ・多面活動組織等の施設管理協力者が水土里ビジョンの取組に関与する場合には、施設管理准組合員として土地改良区の組織に参画してもらうことも検討します。
- ・施設管理にあたり、多面活動組織の活動に参加している NPO 法人や個人、水路管理に活用できる重機等を所有する地域の建設事業者、その他地域貢献活動に取り組む地元企業等との協力体制を構築する場合についても、同様に施設管理准組合員としての参画を検討します。
- ・施設管理准組合員は准組合員と同様、議決権や選挙権は有しませんが、土地改良区の総（代）会に出席し意見を述べることができ、多様な視点の意見を踏まえた土地改良区の運営が図られます。
- ・土地改良区は施設管理准組合員に対し施設管理への協力を求めることができ、施設管理に係る連携強化を図ることができます。
- ・導入にあたっては、定款変更により制度の位置付けを行う必要があります。

(2) 組合員の意識醸成〔ビジョン項目：Ⅲ－４〕

- ・相続等により営農に関与しない者が組合員資格を取得することで、土地改良区に対する組合員の関心が低下傾向にあります。
- ・関心の低下は、役員のなり手確保の困難化や賦課金未納の増加の要因となり得るため、総（代）会のほか、土地改良区の運営状況や抱える課題について広報紙等で適時周知し、土地改良区に対する組合員の意識醸成を図る必要があります。

第6 ビジョンの認可申請

Step 5 水土里ビジョンの認可申請

水土里ビジョンは、土地改良法第57条の11により都道府県知事の認可が必要とされているため、総（代）会の議決手続や書類の適正な整備が不可欠です。

また、地域協議会の設置状況に応じて意見聴取の方法を選択できる仕組みは、法令上の柔軟な措置であり、手続を確実にを行うために設けられています。

1 認可申請の流れ

- ・水土里ビジョンの認可申請は、関係土地改良区において総（代）会の重要議決（組合員（総代）の3分の2以上の出席かつ出席者の3分の2以上の賛成）により決します。
- ・認可申請の議決後、代表の土地改良区は以下の関係書類を添えて所轄農業振興事務所宛て申請書を提出します。

- ①水土里ビジョン（案）
- ②地域協議会の規約及び構成員名簿の写し
- ③地域協議会における水土里ビジョン（案）の決定が分かる資料
（協議会総会議事次第及び議事録の写し）
- ④全ての関係土地改良区の総（代）会議事次第及び議事録の写し

※地域協議会を設立していない場合は、②及び③の書類に代えて関係者への意見聴取及び回答文書の写しを添付

- ・農業振興事務所は関係書類の内容を確認の上、農地整備課宛て申請書を進達します。
- ・認可後、農地整備課は農業振興事務所を経由し代表の土地改良区宛て認可通知を送付します。

ポイント

Q. ビジョン区域が他県にわたる場合の認可申請先はどこになりますか？

A. 隣接する関東圏内の他県にわたる場合は、関東農政局長が認可申請先となるため、区域設定の段階から関東農政局の指導・助言を求めます。

第7 ビジョンに基づく保全の取組実施

Step 6 水土里ビジョンに基づく保全の取組実施

水土里ビジョンは策定して終わりではなく、地域関係者と定期的に進捗を確認・検証し、必要に応じて見直す仕組み（PDCA）が土地改良法第57条の11から15に位置付けられています。

1 取組状況の確認及び検証

- ・水土里ビジョン策定の翌年度から、土地改良区は地域協議会等において年1回以上地域関係者と水土里ビジョンの取組状況について確認及び検証を行います。
- ・農業振興事務所は、年度末時点における土地改良区の水土里ビジョンの取組状況（地域協議会の開催状況、ビジョンの各取組の進捗等）について照会し、その内容を農地整備課に報告します。
- ・農業振興事務所は、地域の状況変化等によりビジョンの取組内容と実態に著しく乖離が見られる場合は、水土里ビジョンの見直し（変更）について土地改良区に助言します。

2 ビジョンの変更

- ・取組状況の検証を基に、地域協議会等において水土里ビジョンの内容を再度議論し見直しを行います。
- ・変更後の水土里ビジョンは、策定時と同様に県へ認可申請書を提出します。

ポイント

Q. 変更認可の手続きが必要となる内容見直しとはどのようなものですか？

A. **〔Ⅰ 総論〕**

「別添1：対象区域一覧」に区域を追加する場合は手続を行うものとします。

〔Ⅱ 地域の農業生産基盤の保全〕

管理主体・役割分担、更新・整備補修等の取組内容に変更が生じる場合は手続を行うものとします。「別添2：土地改良施設等一覧」、「別添3－1：整備補修計画」は、新たな施設を追加する場合は手続を行うものとします。

「別添3－2：施設更新計画」は、新たな施設の追加又は次期計画期間への更新をする場合は手続を行うものとします。

〔Ⅲ 土地改良区の運営基盤の強化〕

人材確保、収支健全化等の対応方針に変更が生じる場合は手続を行うものとします。

3 取組実施に係る関係組織の役割

(1) 土地改良区

- ・水土里ビジョンに明記した取組に基づき施設の保全管理や土地改良区の運営基盤強化に取り組めます。
- ・水土里ビジョンの見直しを行う場合に地域関係者と協議します。

(2) 県

- ・地域の状況の変化や計画と実態の乖離を把握し、必要に応じて水土里ビジョンの見直しを助言します。
- ・水土里ビジョンの見直しを行う場合は、土地改良区の検討を支援します。

(3) 市町

- ・土地改良区と連携し水土里ビジョンに明記された取組を実施します。
- ・水土里ビジョンの見直しを行う場合は、地域関係者として取組の改善点について意見を述べます。

(4) 県土連

- ・水土里ビジョンの見直しを行う場合は、県と連携し土地改良区の検討を支援します。

〇〇協議会規約（例）

[本ひな形はあくまでも例示であり、必ずしも本ひな形の様式に従う必要はありません。]

令和〇年〇〇月〇〇日制定

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この協議会は、〇〇協議会（以下「協議会」という。）という。

（事務所）

第 2 条 協議会は、主たる事務所を〇〇に置く。

（事務局を担当する土地改良区の事務所を想定。）

（区域）

第 3 条 協議会の区域は、土地改良区が水土里ビジョンを策定する区域とする。

（目的）

第 4 条 協議会は、土地改良施設の管理を行う土地改良区等が、農業用水の供給その他の当該土地改良施設の機能の発揮に資するため、当該土地改良施設と関連する施設の管理者、関係市町村、その他の関係者（以下「関係者」という。）と連携して、これら土地改良施設に関する保全活動及びその他の保全のために連携管理保全事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（事業）

第 5 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 水土里ビジョンの策定に係る連携・協力・助言等に関すること。
- 二 連携管理保全事業に係る連携・協力・支援に関すること。
- 三 法第 57 条の 11 第 4 項に規定する意見照会に関すること。
- 四 〇〇土地改良事業団体連合会が行う「経営診断」及び「改善指導」を踏まえた水土里ビジョンの検討に関すること。
- 五 水土里ビジョンの達成状況の検証・見直しに関すること。
- 六 〇〇に関すること。

2 前項第三号に規定する意見照会があった場合は、遅滞なく回答できるよう努めるものとする。

第 2 章 構成員等

（協議会の構成員）

第 6 条 協議会の構成員は別紙のとおりとする。

（※構成員が団体の場合には、規約第 7 条の規定のとおり団体名又は代表者の氏名を記載する

が、実際の協議の場においては、団体としての意思表示が可能な者（代理を含む）が出席することも可能。）

（届出）

第7条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

（役員の定数及び選任）

第8条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 〇名
- 三 監事 〇名（複数名）

（この章における監事に関する規定は、第7章を規定する場合のみ該当する。）

2 前項の役員は、第6条の構成員の中から総会において選任する。

（役員の職務）

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、毎年度1回以上、協議会の業務執行及び会計の状況を監査する。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は、〇年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（※協議会で策定後の水土里ビジョンの検証等を行うためには、役員の任期は複数年（2年程度）とすることが適當。）

（任期満了又は辞任の場合）

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の〇日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。
(※解任される役員の弁明の機会を確保するため、総会の開催の日の 10 日前までに通知することが適当。)

(役員の報酬)

第 13 条 役員は、無報酬とする。

第 4 章 総会

(総会の種別等)

第 14 条 協議会は、毎年度 1 回以上総会を開催する。

- 2 総会の議長は、総会において出席構成員のうちから選出する。

(総会の招集)

第 15 条 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 16 条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、総会において、各 1 票の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、構成員として総会の議決に加わることはできない。

(総会の権能)

第 17 条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 水土里ビジョンの策定に関すること。
- 二 連携管理保全事業に関すること。
- 三 法第 57 条の 11 第 4 項に規定する意見に関すること。
- 四 その他協議会の運営に関する重要なこと。

(書面又は代理人による議決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数及び当該総会に出席した構成員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した構成員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第1項の事務局及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
(※構成員(組織別)の実務担当者等を想定)
 - 一 ○○○
 - 二 ○○○
 - 三 ○○○
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関すること。
 - 二 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 三 その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項各号に関し必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、○○土地改良区に事務局を置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局が総括・処理する。

(書類の備付け)

第 23 条 協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 協議会に参加する者の名称又は氏名を記載した書面
- 三 役員等の氏名及び住所を記載した書面

第 7 章 会 計 (本章は、予算計上を行う(資金を取り扱う)場合のみ規定)

(事業年度)

第 24 条 協議会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(資金の取扱い)

第 25 条 協議会の資金の取扱方法は、土地改良区の財務規程に従う。

(収支予算)

第 26 条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 27 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の〇日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支予算書及び収支決算書(複式簿記の場合は財務規程に基づく書簿。)
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第 8 章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置

(規約の変更)

第 28 条 この規約を変更する場合には、総会の承認を経るものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第 29 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第 9 章 雑 則

(細則)

第 30 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長

が別に定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

(別紙)

〇〇協議会構成員

No.	氏名/名称	住所/所在地	役割
1			会長
2			副会長
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

土地改良施設等連携管理保全計画

【〇〇地域水土里ビジョン】

令和 年 月

対象区域の所在地：

(代表) 〇〇土地改良区
 ●●土地改良区
 ◇◇土地改良区
 △△土地改良区

目次

I	総論	54
1	地域及び関係土地改良区の概要	54
(1)	水土里ビジョン策定の目的	54
(2)	水土里ビジョンの対象区域	54
(3)	関係土地改良区の基礎情報	54
2	財政状況	55
3	管理施設の状況	56
(1)	土地改良区管理施設	56
(2)	土地改良区以外が管理主体の施設	56
II	地域の農業生産基盤の保全	57
1	基幹施設の保全	57
(1)	管理の実施主体・役割分担の明確化	57
(2)	施設（施設群）の計画的な更新・整備補修	57
(3)	その他効果的・効率的な管理に向けた取組	58
2	末端施設の保全	58
(1)	管理の実施主体・役割分担の明確化	58
(2)	施設（施設群）の計画的な更新・整備補修	58
(3)	その他効果的・効率的な管理に向けた取組	59
3	営農環境の向上（各種事業実施に向けた環境整備）	59
(1)	スマート農業の実現に必要な基盤整備	59
(2)	省力化に向けた基盤整備（（1）の基盤整備を除く）	60
(3)	情報通信施設の整備	61
(4)	荒廃農地の再生・一時管理	61
(5)	その他	62
4	地域全体の施設管理適正化	62
III	土地改良区の運営基盤の強化	63
1	人材の確保	63
(1)	職員の確保	63
(2)	役員の多様性の確保	63
2	経営収支の健全化	64
(1)	財務状況と方針	64
(2)	更新等に要する費用の調達の見通し	64
(3)	収支の健全化の取組	65
(4)	その他	66
3	組織体制の強化	66
(1)	准組合員制度の導入状況	66
(2)	業務継続計画（BCP）等の策定	66
(3)	再編整備	67
4	その他	68

土地改良施設等連携保全推進協議会の構成員

地域協議会を組織しない場合は、「法第 57 条の 11
第 4 項の規定により意見を聴いたもの」とする

土地改良区	〇〇土地改良区、△△土地改良区、・・・
市町村	〇〇市、△△町、・・・
農業委員会	〇〇農業委員会、・・・
農業協同組合	〇〇農業協同組合、・・・
水利組合等	〇〇水利組合、・・・
多面的機能支払 活動組織	〇〇活動組織、・・・
その他	〇〇、・・・
オブザーバー	栃木県、栃木県土地改良事業団体連合会

I 総論

1 地域及び関係土地改良区の概要

水土里ビジョンの必要性、将来像も踏まえながら記載

(1) 水土里ビジョン策定の目的

・同区域の農業や土地改良施設の保全管理の現状・課題等を記載。
 ※人材の確保、関係者の当事者意識の醸成等の観点から、地域農業の発展の歴史を含む土地改良区のPRについて記載することも可。

(2) 水土里ビジョンの対象区域

市町村名	大字名	備考
〇〇市	〇〇	〇〇土地改良区
△△町	△△	△△土地改良区
××町	××町	××水利組合（〇〇土地改良区に編入予定）
・・・	・・・	・・・

注）詳細は別添1 対象区域一覧及び対象区域図のとおり

(3) 関係土地改良区の基礎情報

① 〇〇土地改良区

	組員	准組員	施設管理准組員
a) 組員数（人）			

	田	畑	樹園地	その他	計
b) 地区面積（ha）					

	50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上	計
c) 総代数（人）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
d) 理事数（人）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
員内	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
員外	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
e) 監事数（人）					（ ）
員内					（ ）
員外					（ ）

f) 職員数（人）					（ ）
事務系					（ ）
専任					（ ）
兼任					（ ）
技術系					（ ）
専任					（ ）
兼任					（ ）

注）女性数は、内数で（ ）書きとする。

	事業名	受益面積	工期	事業費	備考
g) これまでに 実施した主な土 地改良事業	国営〇〇農業水 利事業	〇〇ha	S〇～H〇	〇億円	
	県営〇〇農業水 利事業	〇〇ha	H〇～H〇	〇億円	

	重畳・重複の状況			同一市町村内の土地改良区
	土地改良区名	重複面積 (ha)	重複組合員数 (人)	
h) 他の土地改 良区との重複等	△△土地改良区			△△土地改良区、××土地改良区、

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

2 財政状況

(1) 〇〇土地改良区

① 財政状況（収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書等を添付）

令和 年度		
一般会計	収入	千円

	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）
特別会計			
（	）収入	千円	
	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）
（	）収入	千円	
	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）
（	）収入	千円	
	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）

② 経常賦課金（10a 当たり平均）

〇〇円／10a

③ 特別賦課金（10a 当たり平均）

〇〇円／10a

（2）△△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

3 管理施設の状況

（1）土地改良区管理施設

土地改良区が管理する施設の管理状況、施設の状態等の概要を記載。
 施設毎の詳細は別表「土地改良施設等一覧」に整理。
 ※施設台帳、維持管理計画及び国・県が行う調査・計画等を参考に挙げる。
 例）土地改良区は、〇〇事業（昭和〇年度～平成〇年度）等により造成された〇〇頭首工、
 〇〇用水路、ファームポンド及びこれらの付帯する工作物を管理しているが、特に〇〇の経
 年的な劣化が課題となっている。

（2）土地改良区以外が管理主体の施設

土地改良区以外が管理する施設の管理状況、施設の状態等の概要を記載。
 施設毎の詳細は別表「土地改良施設等一覧」に整理。
 ※施設台帳、維持管理計画及び国・県が行う調査・計画等を参考に挙げる。
 例）〇〇水利組合は、〇〇事業（昭和〇年度～平成〇年度）等により造成されたため池、〇
 〇用水路等を管理しているが、特に〇〇の経年的な劣化が課題となっている。

適宜、役割分担を見直していくことを前提に、当面は現在の役割分担
を記載することも可能

Ⅱ 地域の農業生産基盤の保全

1 基幹施設の保全

水利施設管理強化事業〈連携保全型〉を実施する場合において、

(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化

関係土地改良区と連携する場合は連携内容について明記する

地域内の基幹的な土地改良施設について、土地改良区が管理する施設、土地改良区以外が管理する施設、今後、土地改良区への編入を検討する施設等の別や、維持管理費の負担等の施設管理に関する関係者の役割分担を記載する。

個別の施設毎（施設群毎）に整理する場合は、別添2 土地改良施設一覧により整理する。
例）地域内の基幹的な土地改良施設について、〇〇ダム、〇〇排水機場は〇〇市が管理する。〇〇市が管理する施設の維持管理費の負担割合については、別に定めるところによる（必要に応じて根拠となる規定や協定の名称を記載。直接、具体的な割合を示してもよい）。

〇〇頭首工から〇〇までの区間の用水路、・・・、・・・については〇〇土地改良区が管理する。維持管理費用は、〇〇市から支援を受けた上で、〇〇土地改良区が負担する。

〇〇、・・・については、〇〇水利組合が管理する。維持管理費用は、〇〇市から支援を受けた上で、〇〇水利組合が管理する方向で協議を継続する。

（※市の助成額等については、具体的な金額を記載してもよい）

地域内の基幹的な土地改良施設については、〇〇土地改良区、●●土地改良区、◇◇土地改良区及び△△土地改良区が連携（水利調整、洪水時・渇水時の人材・資材等の融通等）して保全するものとする。

なお、〇〇土地改良区が管理する〇〇幹線水路と関連する施設の管理者については〇年度を目途に、●●土地改良区が管理する●●頭首工と関連する施設の管理者については●年度を目途に、役割分担について協議を行い、合意を目指す。

設定区域内において、先行して合意した土地改良区や地域の関係者のみで連携した水土里ビジョンを策定し、当該ビジョンにその他の土地改良区や地域の関係者を段階的に加えていく場合に記載する

(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修

地域内の基幹的な土地改良施設について、土地改良区の管理施設、土地改良区以外が管理主体の施設、編入予定の施設について、将来の更新計画、整備補修計画を記載。

基本的に別添3－1 整備補修計画、別添3－2 施設更新計画において整理。

※土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）の記載例

別添2の土地改良施設等一覧に記載する基幹施設のうち土地改良区が管理する施設については、土地改良施設維持管理適正化事業によって、高い意識の下で、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、施設管理の省エネルギー化、維持管理費削減など効率的な保全管理に資するよう定期的な整備補修等に取り組むものとする。

土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）を実施する場合には、省エネ化や維持管理費削減等が図られる整備補修に取り組む旨を方針として明記する

任意項目のうち、記載しない項目については、当該項目を削り、適宜項番を繰り上げる

(3) その他効果的・効率的な管理に向けた取組

① 管理水準向上のための取組

専門家派遣、省エネルギー化研修の実施等の取組等を記載
例) 管理の効率化・高度化を図るため、水中ドローン等技術の活用及び調査データの確認方法の知見を有する専門技術者（コンサルタントやメーカー等の技術者）を現地に招き利用方法を習得する。

② その他の取組

2 末端施設の保全

水利施設管理強化事業（連携保全型）を実施する場合において、
関係土地改良区と連携する場合は連携内容について明記する

(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化

地域内の末端の土地改良施設について、土地改良区が管理する施設、土地改良区以外が管理する施設、今後、土地改良区への編入を検討する施設等の別や、維持管理費の負担等の施設管理に関する関係者の役割分担を記載する。

個別の施設毎（施設群毎）に整理する場合は、別添2 土地改良施設一覧により整理する。
例) 地域内の末端の土地改良施設について、〇〇、・・・については〇〇土地改良区が管理する。維持管理費用は、〇〇市から支援を受けた上で、〇〇土地改良区が負担する。

〇〇、・・・については、〇〇水利組合が管理する。維持管理費用は、〇〇市から支援を受けた上で、〇〇水利組合が管理する方向で協議を継続する。

現在〇〇水利組合が管理している〇〇、・・・については、〇〇土地改良区が管理する方向で検討する。具体的には、今後、〇〇土地改良区と〇〇水利組合が協議して詳細を検討し、管理主体の変更に必要な手続きを行うこととする。

（※市の助成額等については、具体的な金額を記載してもよい）

地域内の末端の土地改良施設については、〇〇土地改良区、●●土地改良区、◇◇土地改良区及び△△土地改良区が連携（水利調整、洪水時・渇水時の人材・資材等の融通等）して保全するものとする。

なお、〇〇土地改良区が管理する〇〇幹線水路と関連する施設の管理者については〇年度を目途に、●●土地改良区が管理する●●頭首工と関連する施設の管理者については●年度を目途に、役割分担について協議を行い、合意を目指す。

設定区域内において、先行して合意した土地改良区や地域の関係者のみ
で連携した水土里ビジョンを策定し、当該ビジョンにその他の土地改良
区や地域の関係者を段階的に加えていく場合に記載する

(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修

地域内の末端の土地改良施設について、土地改良区の管理施設、土地改良区以外が管理主体の施設、編入予定の施設について、将来の更新計画、整備補修計画を記載。

基本的に別添3-1整備補修計画、別添3-2施設更新計画において整理。

※土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）の記載例

別添2の土地改良施設等一覧に記載する末端施設のうち土地改良区が管理する施設については、土地改良施設維持管理適正化事業によって、高い意識の下で、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、施設管理の省エネルギー化、維持管理費削減など効率的な保全管理に資するよう定期的な整備補修等に取り組むものとする。

土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）を実施する場合には、省エネルギー化や維持管理費削減等が図られる整備補修に取り組む旨を方針として明記する

(3) その他効果的・効率的な管理に向けた取組

① 管理水準向上のための取組

専門家派遣、省エネルギー化研修の実施等の取組等を記載

② 多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払）との連携

a) 多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払）の実施方針

	現状			今後			備考
	実施していない	地区内全域	地区内一部	実施予定なし	地区内全域	地区内一部	
事務受託	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
活動組織に参加	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

注) 該当する事項の□にレ点を記入する。

b) 事務受託の内容【aで「事務受託」を選択した場合に記入】

現状	今後

c) 活動組織に参加する場合の活動内容【aで「活動組織に参加」を選択した場合に記入】

現状	今後

③ その他の取組

3 営農環境の向上（各種事業実施に向けた環境整備）

(1) スマート農業の実現に必要な基盤整備

【一部の補助事業（農業競争力強化農地整備事業等）において、具体の計画がある場合、もしくは、農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業において、実施期間延長・

補助の定額化を希望する場合に記載】

① 実施地区名等

実施地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定有無

② 自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容

例）事業実施予定区域〇〇ha において、標準区画〇〇ha に大区画化し、用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場内の移動をスムーズに行うことが可能な基盤に整備する。また、各ほ場へターン農道を設置する。			
大区画化	ターン農道の整備	用水路パイプライン化	その他
有 or 無	有 or 無	有 or 無	（記述）

③ 導入予定の省力化技術の概要

例）〇〇事業で大区画化し、ターン農道の設置等を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象に GNSS 基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する予定。					
例）〇〇事業で大区画化を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にほ場水管理システムを導入し、スマートフォン等で水位、水温の確認及び水管理の遠隔操作・自動給水等を行う予定。					
導入する 省力化技術	導入予定 面積	導入 予定数	割合	活用農家 予定数	管理体制 （予定）
例）自動操縦	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
例）〇〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	各農家で所有・管理

④ 見込まれる効果

取組	効果
例）高収益作物の導入	スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇ha で実施予定。

（２）省力化に向けた基盤整備（（１）の基盤整備を除く）

【一部の補助事業（農業競争力強化農地整備事業等）において、具体の計画がある場合、もしくは、農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業において、実施期間延長・補助の定額化を希望する場合に記載】

① 実施地区名等

実施地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定有無

② 現状の営農や維持管理上の課題

I-1 (1) 水土里ビジョンの目的に記載のとおり

③ 導入予定の省力化技術の概要

導入予定の省力化技術の概要を記載					
導入する 機械	導入予定 面積	導入 予定数	割合	活用農家 予定数	管理体制 (予定)
例) リモコン草刈機	〇〇ha	〇台	〇台/20ha	〇戸	全台、〇〇改良区が所有・管理

④ 見込まれる効果

例) リモコン草刈機の導入（機械化）により、草刈り作業を短縮（4時間/ha→1時間/ha）。高齢化が進む中で、身体的負担が軽減されるとともに、少数の担い手による管理が可能となる。

情報通信技術の活用のための環境整備に係る認可の特例を受ける

(3) 情報通信施設の整備

場合は、省令第48条の9に規定する書類を本計画に添付する

【農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）等を活用した情報通信環境整備の促進に向けた具体の計画がある場合に記載、もしくは、事業計画書等を添付】

① 情報通信施設の通信規格

※整備する情報通信施設の通信規格を具体的に記載
(LPWA、BWA、Wi-Fi HaLow、ローカル 5G 等)
※情報通信施設以外で RTK-GNSS 基地局を整備する場合も、この欄に記載

② 情報通信施設の整備の用途

※施設の遠隔監視・制御（水位監視、水門開閉等）、スマート農業（農機の自動操舵、水田への自動給水、気象監視等）の用途を具体的に記載
※上記以外の員外利用等の用途がある場合も、この欄に記載

③ 土地改良区及び土地改良区以外の費用負担、土地改良区における収支の計画

--

(4) 荒廃農地の再生・一時管理

	実施する	実施しない	備 考
荒廃農地の再生	☐	☐	
一時的な農地管理	☐	☐	

注) 該当する事項の□にレ点を記入する。

(実施する場合の取組内容)

	伐根・草刈	耕起	畔塗	ゴミ除去	その他
荒廃農地の再生	☐	☐	☐	☐	☐

注) 該当する事項の□にレ点を記入する。

(5) その他

4 地域全体の施設管理適正化

① 土地改良区管理施設の農外効果

施設の保全を通じて発揮される農外効果（災害防止、地域用水、生活用水等の多面的機能の発揮）を定性的に記載

② 農外利用に伴う管理費増嵩対策（市町村等協議制度等の検討）

協議済み	協議中	協議予定	協議を検討	協議しない
☐	☐	☐	☐	☐
〈協議済みの場合〉 例) 別添2 土地改良施設一覧のうち、〇〇（施設名）について、〇〇土地改良区が〇〇市と法第56条第2項に基づく協議を行い、管理費の市町負担の割合を見直した（〇%→〇%） 〈協議中、協議予定等の場合〉 例) 別添2 土地改良施設一覧のうち、〇〇（施設名）について、土地改良法第56条第2項に基づき、管理費の市町負担の割合の見直しを協議中／協議予定。 ※ 農業水利施設は、農業面での機能のみならず、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有している。また、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い、生活雑排水等の受け入れなどの非農業的利用の比重が高くなっている施設もある。 このような農外利用されている施設について、農外利用を行っている市町、関係事業者等との協議の実施状況や方針を記載する。 なお、法第56条第2項に基づく協議については、その旨記載する。				

注) 該当する事項の□にレ点を記入する。

Ⅲ 土地改良区の運営基盤の強化

1 人材の確保

(1) 職員の確保

① ○○土地改良区

	現在	人材確保に向けた取組方針
a) 専任職員数（人）		※ 確実に賦課金を徴収しつつ、施設を管理し配水（排水）を行い、かつ関係機関と調整の上、地域の施設管理や営農の状況に適期的確に対応するためには、複数人の職員の配置が望ましいと考えられるところ。 将来の地域における土地改良区の規模、活動内容、事業実施等を見据えた上で、どの程度の職員規模が妥当なのか、十分議論して実現に向けた方針を記載。
b) 兼任職員数（人）		
c) その他（期間的任用職員、アルバイト、パート等）（人）		

注）専任職員数は2名以上の配置を目標に位置付けることが望ましい。

② △△土地改良区

※複数土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(2) 役員の多様性の確保

① ○○土地改良区

	現在		人材確保に向けた取組方針
	理事	監事	
役員数	10人	2人	※ 地域の多様化するニーズに対応し、土地改良区の運営を適切に継続していくためには、土地改良区的意思決定や活動に対し、女性・若年層などの多様な人材の参画を促していくことが必要。 役員構成の「現在」と、各土地改良区の課題を踏まえて、どのような役員構成を目指し、どうやって実現していくのかについて方針を記載。 うち数の重複がある場合は、重複者を（ ）書きで記載するものとする。（例：1名の女性理事が50歳未満の場合は、女性理事1、若手役員1（1）と記載）
うち女性役員	1人	○人	
うち若手役員（50歳未満）	1人 （女性理事と重複1名）	○人	
うち多様な知見、経験を有する役員（企業経営経験者、弁護士、会計士・税理士、多面組織関係者等）	○人	○人	

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

2 経営収支の健全化

(1) 財務状況と方針

① ○○土地改良区

a) ビジョン策定時の経営診断の結果

本ビジョン策定時に実施する経営診断結果の概要を記載。

b) 経営診断結果に基づく対応方針

経営診断結果を受けた財務状況の改善等に向けた取組方針を記載。

例①) 恒常的に事業活動収支が黒字であることから、収入超過分について、適切な繰越額を検証の上、施設更新積立等、積立資産への振り分けを検討する。また、積立資産への振り分けを採用する場合は、施設更新積立計画の策定についても検討する。

例②) 恒常的に事業活動収支が赤字であることから、収入については自主財源の確保や公的支援の拡大、支出については運営事務費、人件費の水準の検証や維持管理費の抑制の取組について検討する。また、検討の結果、事業活動収支の黒字化が困難と見込まれる場合は、総合的な見地から賦課金水準が妥当であるか、他地区との合併や解散等について都道府県の指導を受ける必要がないかについても検証する。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(2) 更新等に要する費用の調達の見通し

① ○○土地改良区

a) 更新等に要する費用の調達の方針

計画的な更新等を進めるために必要な費用について、調達的手法（積立、借入等）等について選択（積立予定なしの場合は現時点での考え方を書く）

更新積立予定（又は 実施中）（注）	積立予定なし	備考
☐	☐	（例）現時点では積立は考えていない。借入又は事業実施中に賦課することで対応

注1) 該当する事項の□にレ点を記入する。

注2) 本項目における積立とは、施設更新積立計画及び施設更新積立金管理規程を策定の上、これに基づく積立て及び積立金の管理を行うことを指す。

b) 施設更新積立計画及び施設更新積立金管理規程の策定状況（a で更新積立予定と答えた場合のみ）

施設更新積立計画の策定状況		
策定済み	今後策定予定	その他
☐	☐	☐

施設更新積立金管理規程の策定状況		
策定済み	今後策定予定	その他
☐	☐	☐
備考 策定済みと選択した場合は資料を添付する。 また、今後策定予定の場合は、以下の点について記載をする。 ・策定目途（R●年3月に策定予定など） ・積立期間●年、積立目標額●千円、毎期の積立額●千円（積立計画に記載するであろう事項）		

注）該当する事項の□にレ点を記入する。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

（３）収支の健全化の取組

① ○○土地改良区

a) 収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減に向けた取組

再生可能エネルギー利活用			他目的使用		
小水力発電	太陽光発電	風力発電	再エネ発電用地	看板設置	駐車（輪）場
☐	☐	☐	☐	☐	☐
他目的使用		その他の附帯事業		施設省エネ化	
湖面利用	その他			施設省エネ化・コスト削減（ハード）	施設省エネ化・コスト削減（ソフト）
☐	☐	☐	☐	☐	☐
土地改良区の運営（人的体制の見直し）					
総代数減	役員数減	役員報酬減	職員・操作員減	その他・業務合理化	
☐	☐	☐	☐	☐	

注１）現在実施中又は今後実施する取組がある場合は、該当する事項の□にレ点を記入する。下段には、実施中／実施予定の別や、具体的実施内容等を記入する。

注２）例示以外に取り組む財源確保の事項があれば、附帯事業を逸脱しないことを都道府県に確認の上、具体的に記述すること。

b) 支出削減に向けた取組

施設再編・集約	施設ダウンサイジング	その他
☐	☐	☐

注) 現在実施中又は今後実施する取組がある場合は、該当する事項の□にレ点を記入する。

下段には、実施中／実施予定の別や、具体的実施内容等を記入する。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(4) その他

適切な賦課水準の設定等、その他の取組について記載。

3 組織体制の強化

(1) 准組合員制度の導入状況

① ○○土地改良区

	現状	今後の方針
准組合員	☐ 有り () ☐ 無し	例) 相続等によって地元にいない組合員が増加した場合、賦課や賦役の公平性の担保や土地改良区の事務負担の軽減のため、今後検討を進める。
施設管理准組合員	☐ 有り () ☐ 無し	例) 今後は多面的機能支払の活動組織等との関係が密接になっていくことも想定され、将来的な視点から導入の検討を進める。

注) □にレ点や () に人数・団体数を記載すること。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(2) 業務継続計画（BCP）等の策定

① ○○土地改良区

a) BCPの策定状況

業務継続計画（BCP）の策定状況			
策定済み	一部策定済み	今後策定予定	その他（未定等）
☐	☐	☐	☐
備考（策定予定時期やその他の具体的な内容等）			

注) 地域の業務継続計画について、該当する事項の□にレ点を記入する。

b) BCPの実効性確保のための取組

災害等発生時の役割分担の明確化など土地改良区として必要な業務が適切に継続されるよう、業務継続計画（BCP）の実効性の確保のための取組を記載。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(3) 再編整備

① 再編整備に向けた方針

再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合にはその方針を記載。計画が具体化していない場合でも対象見込みの土地改良区を記載するなど、幅広く記載。

② 再編整備の計画

合併に係る認可の特例を受ける場合は、本欄を記載するとともに省令第 50 条（第 7 号を除く）に掲げる書類を、本計画に添付する

a) 合併（見込み）

改良区名	面積	組員	総代	理事	監事	職員	合併方法	備考
								予定年度
合併後							例) 吸収合併 経常賦課金は○ 円 / 10a で統一 し、水利費等は合 併前の水準を継 続予定	

注 1) 連合設立の場合は、当様式に準じて、適宜、記載する。

注 2) 備考欄には、合併予定年度を記載する。

注 3) 本項目に所要の事項を記載するとともに、本計画に省令第 50 条に掲げる書類を添付した場合において、本計画が認可を受けたときは、法第 72 条第 2 項の認可があったものとみなす。なお、合併見込みとして記載する場合は、本項目は法第 57 条の 11 第 2 項の「その他必要な事項」に該当する。

b) 組織変更（見込み）

組織名	変更前：	変更後：
継続管理施設		
移譲施設		
用途廃止施設		

c) 地区編入（見込み）

区 域	面 積	農家数	施 設	備 考
大字○○	田 ha		ため池 ○箇所	
大字△△ など	畑 ha		用水路 ○km	
	樹園地 ha			
	その他 ha			

注1) 詳細は別表「対象区域一覧」、「土地改良施設一覧」のとおり。

注2) 土地改良区の受益内を基本としつつも、関係機関からの要請等により地区編入を検討する場合に記載。

d) その他

土地改良区連合の設立等について記載。

4 その他

--

注) 必要事項を適宜記載する。

令和〇年〇月〇日作成／令和〇年〇月〇日更新

土地改良区定款等から転記							農地面積（ha）					合併／編入予定区域					多面的機能支払の対象	備 考
整理番号	市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 域	区域	属する土地改良区等	田	畑	樹園地	その他	計	合併／編入予定の有無	合併／編入先	予定時期	関係農家数	関係農業生産法人等数		
1	□□市	□□□	□□□	□□□	一円の田、畑	□□土地改良区												
2	△△町	△△△	△△△	△△△	一円の田	△△土地改良区												
3	××村	×××	×××	×××	何道路より東の地域を除く地域の田、畑、雑種地 何番地から何番地（山林）	××多面活動組織						合併	□□土地改良区	R○				
4	××村	□□□	□□□	□□□	一円の田	□□水利組合						編入	□□土地改良区	R○	3	1	○	
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
*** 合 計 ***							0	0	0	0	0				3	1		

令和○年○月○日作成／令和○年○月○日更新

土地改良施設台帳等から転記

整理 番号	施 設 名	造 成 事 業 名	造成 主体	所有者	現在の管理者		種類 又は 名称	所 在	構 造 及 び 規 模	数量	土地 改良区 負担割合	事業費（取得価額）		取得価額(円)	造成 年度	耐用 年数	経過 年数	減価償却 累計額(円)	期末残高(円)	受益面積 (ha)	基幹・末 端	機能診断 実施年度 (直近)	健全度	現在の管理費の負担割合（％）				将来の管理費の負担			活用中の管理事業						備 考		
					施設	底地						全体	うち 土地改良区 負担分											国	都道府 県	市町村	土地改 良区等	見直し 予定の 有無	将来の 管理者	見直しの方針	基幹水 利施設 管理事 業	水利施 設管理 強化事 業	土地改 良施設 維持管 理適正 化事業	多面的 機能支 払	中山間 地域等 直接支 払	その他			
1	〇〇頭首工	国営〇〇農業水利 事業	国	国	〇〇県	〇〇県	頭首 工	〇〇市〇〇区〇〇	ゴム引布製起伏堰 1門 (B=8.5m×H=1.6m、 L=13.6m) 最大取水量、設計洪水 量、堰高、堰長	1	0.0%	900,000,000	0	900,000,000	H13	30	22	660,000,000	240,000,000	3,500	基幹	R3	S-4	〇％	〇％	-	-	-	-	〇		〇	-	-	-				
2	〇〇揚水機場	国営〇〇農業水利 事業	国	国	〇〇改良区	〇〇改良区	用水 機場	〇〇市〇〇区〇〇	水中斜流渦巻流ポンプ φ600 2台	1	0.0%	220,000,000	0	220,000,000	H8	20	27	219,999,999	1	500	基幹	H30	S-4	〇％	〇％	-	〇％	〇	変更無し	基幹施設であること、 また、近年の電気料金 高騰に鑑み、〇〇市か ら〇％の補助を行うもの とする。	-	〇	〇	-	-	-			
3	△△頭首工	県営△△事業	県	〇〇改良区	〇〇改良区	〇〇改良区	頭首 工	〇〇市〇〇区〇〇	コンクリート重力式可 動堰 最大取水量、設計洪水 量、堰高、堰長	1	15.0%	240,000,000	36,000,000	240,000,000	S53	50	45	216,000,000	24,000,000	1,000	基幹	R1	S-3	〇％	〇％	〇％	〇％	-	-	-	-	-	〇	〇	-	-	-		
4	△△用水機場	県営△△事業	県	〇〇改良区	〇〇改良区	〇〇改良区	用水 機場	〇〇市〇〇区〇〇	水中斜流ポンプφ250 1台、・・・	1	10.0%	150,000,000	15,000,000	150,000,000	H9	30	26	130,000,000	20,000,000	300	基幹	H29	S-3	〇％	〇％	〇％	〇％	-	-	-	-	-	〇	〇	-	-	-		
5	△△用水路	県営△△事業	県	〇〇改良区	〇〇改良区	〇〇改良区	用水 路	〇〇市〇〇区〇〇	W2000×H1300 L=1.6km	1	25.0%	250,000,000	62,500,000	250,000,000	H1	40	34	212,500,000	37,500,000	300	基幹	R1	S-3	〇％	〇％	〇％	〇％	-	-	-	-	-	-	〇	〇	-	-	-	
6	××用水機場	市単××事業	市町村	〇〇改良区	〇〇改良区	〇〇改良区	用水 機場	〇〇市〇〇区〇〇	水中ポンプφ250 1台	1	50.0%	3,000,000	1,500,000	3,000,000	H12	20	23	2,999,999	1	60	末端	R2	S-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〇	-	-	-	-		
7	××用水路	市単××事業	市町村	〇〇改良区	〇〇改良区	〇〇改良区	用水 路	〇〇市〇〇区〇〇	UF500型 L=0.3km	1	30.0%	3,500,000	1,050,000	3,500,000	S42	30	56	3,499,999	1	50	末端	R1	S-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〇	-	-	-	-		
8	××排水路	市単××事業	市町村	〇〇改良区	〇〇改良区	〇〇改良区	用水 路	〇〇市〇〇区〇〇	UF500型 L=0.3km	1	30.0%	3,500,000	1,050,000	3,500,000	S42	30	56	3,499,999	1	50	末端	R1	S-3	-	-	-	-	〇	〇〇市	生活排水等の受け入れ により、非農業的利用 の比重が高くなってい ることから、土地改良 区管理から市町村管理 に見直すこととする。	-	-	〇	-	-	-	-		
9	××排水路	市単××事業	市町村	〇〇市	〇〇市	〇〇市	排水 路	〇〇市〇〇区〇〇	HF500*500型 L=0.5km	1	50.0%	20,000,000	10,000,000	20,000,000	H8	30	27	18,000,000	2,000,000	40	末端	H28	S-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〇	-	-	-		
10	□□用水路	□□事業	団体	〇〇水利組合	〇〇水利組合	〇〇水利組合	用水 路	〇〇市〇〇区〇〇	土水路 L=0.4km	1	100.0%	1	1	1	S51	15	47	0	1	10	末端	H29	S-3	-	-	-	-	〇	変更無し	管理者に変更はないもの の、〇〇市から〇％ の補助を行うものとし る。	-	-	-	〇	-	-	-		
11	〇〇集落の施設群	不明	不明	不明	〇〇水利組合	〇〇水利組合	用水 路	〇〇市〇〇区〇〇	土水路 総延長約0.8km	-	0.0%	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	約50ha	末端	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
12																																							
13																																							
*** 合 計 ***												1,790,000,001	127,100,001	1,790,000,001				1,466,499,996	323,500,005																				

【記載要領】
施設台帳等がなく、施設の詳細が不明な場合は施設群単位で記載することも可
1,790,000,001

令和〇年〇月〇日作成／令和〇年〇月〇日更新

【施設群：貯水池】

整理 番号	施 設 名	構 成 施 設 ・ 設 備	造成 主体	所有者	管理者	種類 又は 名称	数 量	造成 年度	耐用 年数	経過 年数	基幹・末 端	機能診断 実施年度 (直近)	健全度	整備周期	直近整備 年度	整備補修 予定年度	整備補修の内容	想定事業費 (千円)	備 考
1	〇〇池		県	〇〇改 良区	〇〇改 良区	貯水 池	1	S53	50	22	基幹	R3	S-4						
1-1		堤体										R3	S-4						
1-2		洪水吐										R3	S-4						
1-3		取水施設										R3	S-4						
1-4		貯水池内・周辺部										R3	S-4						
1-5		管理施設										R3	S-4						
2	〇〇池																		
		〇〇																	

【施設群：頭首工】

整理 番号	施 設 名	構 成 施 設 ・ 設 備	造成 主体	所有者	管理者	種類 又は 名称	数 量	造成 年度	耐用 年数	経過 年数	基幹・末 端	機能診断 実施年度 (直近)	健全度	整備周期	直近整備 年度	整備補修 予定年度	整備補修の内容	想定事業費 (千円)	備 考
1	〇〇頭首工		国			頭首 工	1	H13	30	22	基幹	R3	S-3						
1-1		取入口										R3	S-3						
1-2		洪水吐										R3	S-3						
1-3		土砂吐										R3	S-3						
1-4		附帯施設										R3	S-3						
1-5		管理施設										R3	S-3						

【施設群：用排水機場】

整理 番号	施 設 名	構 成 施 設 ・ 設 備	造成 主体	所有者	管理者	種類 又は 名称	数 量	造成 年度	耐用 年数	経過 年数	基幹・末 端	機能診断 実施年度 (直近)	健全度	整備周期	直近整備 年度	整備補修 予定年度	整備補修の内容	想定事業費 (千円)	備 考

【施設群：水門等】

整理 番号	施 設 名	構 成 施 設 ・ 設 備	造成 主体	所有者	管理者	種類 又は 名称	数 量	造成 年度	耐用 年数	経過 年数	基幹・末 端	機能診断 実施年度 (直近)	健全度	整備周期	直近整備 年度	整備補修 予定年度	整備補修の内容	想定事業費 (千円)	備 考

令和〇年〇月〇日作成／令和〇年〇月〇日更新

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【施設群：用排水路】

整理 番号	施 設 名	構 成 施 設 ・ 設 備	造成 主体	所有者	管理者	種類 又は 名称	延 長 (m)	造成 年度	耐用 年数	経過 年数	基幹・末 端	機能診断 実施年度 (直近)	健全度	整備周期	直近整備 年度	整備補修 予定年度	整備補修の内容	想定事業費 (千円)	備 考

【施設群：その他（管理設備等）】

整理 番号	施 設 名	構 成 施 設 ・ 設 備	造成 主体			種類 又は 名称	数 量	造成 年度	耐用 年数	経過 年数	基幹・末 端	機能診断 実施年度 (直近)	健全度	整備周期	直近整備 年度	整備補修 予定年度	整備補修の内容	想定事業費 (千円)	備 考

番 号
年 月 日

栃木県知事 殿

〇〇土地改良区
理事長 〇〇 〇〇 (代表)
△△土地改良区
理事長 △△ △△

土地改良法第 57 条の 11 第 1 項の規定に基づく連携管理保全計画の策定について（認可申請）

このことについて、土地改良法第 57 条の 11 第 1 項の規定に基づく連携管理保全計画を策定したので、認可をいただきたく、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

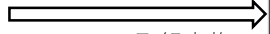
記

- 1 連携管理保全計画（水土里ビジョン）（案）について
- 2 地域協議会について
 - （1）地域協議会の規約及び構成員名簿の写し
 - （2）地域協議会における水土里ビジョン（案）の決定が分かる資料
 - ① 地域協議会総会議事次第写し
 - ② 地域協議会総会議事録写し

（協議会が設立されていない場合は、関係者への意見聴取文書及び回答文書の写し）
- 3 関係土地改良区の総（代）会について（注：全ての関係土地改良区分を添付すること）
 - （1）議事次第の写し
 - （2）議事録の写し

※別途、附帯事業として連携管理保全事業を実施する旨の定款変更についても申請すること

1 水土里ビジョンに係る標準スケジュール

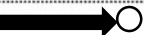
	1 年目	2 年目	認可年度
区域設定			
地域関係者への事前説明 (地域協議会設立)			
地域関係者との協議 (地域協議会)			
水土里ビジョン策定、 認可申請の総（代）会議決		認可申請 ○	● 認可  取組実施

2 土地改良区の合併及び解散に係る標準スケジュール

合併の標準スケジュール

項目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	合併年度
統合整備検討組織での検討・協議					
合併推進協議会における 統合整備計画の検討					
予備契約の締結、合併財務の確認、 合併総（代）会の開催、認可申請				○ 合併予備契約 	● 合併認可

解散の標準スケジュール

項目	1 年目	2 年目	合併年度
解散に向けての検討・協議、財産調査等			
土地・施設の管理移管等財産処分の実施、 総（代）会議決、解散認可申請		 ○ 解散議決	● 解散認可
清算人による清算業務			○ 清算終了総（代）会